

公立保育所における給食の外部搬入について

厚生労働省 子ども家庭局保育課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

事業概要

概要：保育所への給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能、満3歳未満児については公立保育所のみ構造改革特別区域内でのみ可能となっている。

満3歳以上児について

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部）に基づき、保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成22年6月1日より外部搬入方式を採用することを可能としている。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2】

満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、一定の質（※）を担保した場合のみ実施できることとしている。

※ 運営基準に定める要件

- ・調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること
- ・入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること
- ・食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること 等

満3歳未満児について

満3歳未満児については、公立のみについて、構造改革特別区域の認定を受けた市町村（※）に限り外部搬入方式を採用することが可能。

なお、特区の認定にあたり必要となる基準は、満3歳以上児について求められる要件と同様。

	公立	私立
3～5歳	特区によらず外部搬入可能	
0～2歳	(特区のみ)外部搬入可能	自園調理

※ 令和3年3月末時点での認定計画数は77

前回評価（今後の対応方針）を踏まえた対応について

前回評価委員会意見、対応方針について

平成30年3月の評価委員会において、調査の結果、給食の外部搬入を導入している保育所においては、

- ・発達段階に配慮した個別の対応や、アレルギー対応、体調不良児へのきめ細かい対応が不十分であること
- ・搬入後に保育所で調理・加工する必要がある等、保育士の業務負担の増大が生じていること
- ・保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回ること 等

が確認されたこと等から、全国展開は時期尚早とされた。

一方で、今後の対応として、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行うこと、

また、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施することとされた。



アレルギー対応ガイドラインの改訂について

2019年4月に、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて、保育所における各職員の役割の明確化や、保育現場における「食物アレルギー対応（事故対応を含む）の重要性」を踏まえた記載の充実など、アレルギー疾患対策に関する保育所の組織的対応の強化を内容とする改訂を行った。

同ガイドラインの内容については、養成課程でも必修としているほか、研修等の様々な機会を捉えて周知を行っており、これらを通じて各保育所におけるアレルギー対応の強化を図っているところ。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

<目 的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

第Ⅰ部：基本編

1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

○ 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導表の活用、緊急時の対応（「エピペン[®]」使用）等

- （1）アレルギー疾患とは
- （2）保育所における基本的なアレルギー対応
 - ア）基本原則 イ）生活管理指導表の活用
 - ウ）主な疾患の特徴と保育所の対応の基本
- （3）緊急時の対応
（アナフィラキシーが起こったとき（「エピペン[®]」使用））

2. アレルギー疾患対策の実施体制

○ 記録の重要性（事故防止の取組）、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、関係機関との連携・情報共有等

- （1）保育所における各職員の役割
 - ア）施設長（管理者） イ）保育士
 - ウ）調理担当者 エ）看護師 オ）栄養士
- （2）関係者の役割と関係機関との連携
 - ア）医療関係者の役割
 - イ）行政の役割と関係機関との連携

3. 食物アレルギーへの対応

○ 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生要因と対応、食育活動と誤食との関係等

- （1）保育所における食事提供の原則（除去食の考え方等）
 - ・組織的対応、完全除去、安全配慮
- （2）誤食の防止
 - ・誤食の発生要因と対応
 - ・食育活動と誤食との関係

第Ⅱ部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表：保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な「コミュニケーションツール」

○ 乳幼児がかかりやすい代表的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）を明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、「病型・治療」欄の解説、「保育所での生活上の留意点」に求められる具体的な対応を解説。

- （1）食物アレルギー・アナフィラキシー （2）気管支ぜん息 （3）アトピー性皮膚炎 （4）アレルギー性結膜炎 （5）アレルギー性鼻炎

参考様式

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（アレルギー疾患を有する子どもへの対応に関する医師の診断指示を記載）
緊急時個別対応票（アナフィラキシー発症等、緊急時対応のための事前確認及び対応時の記録）
除去解除申請書（食物アレルギーの除去食対応における解除申請の書類）

参考情報

アレルギー疾患対策に資する公表情報（関連する公表情報のURL）

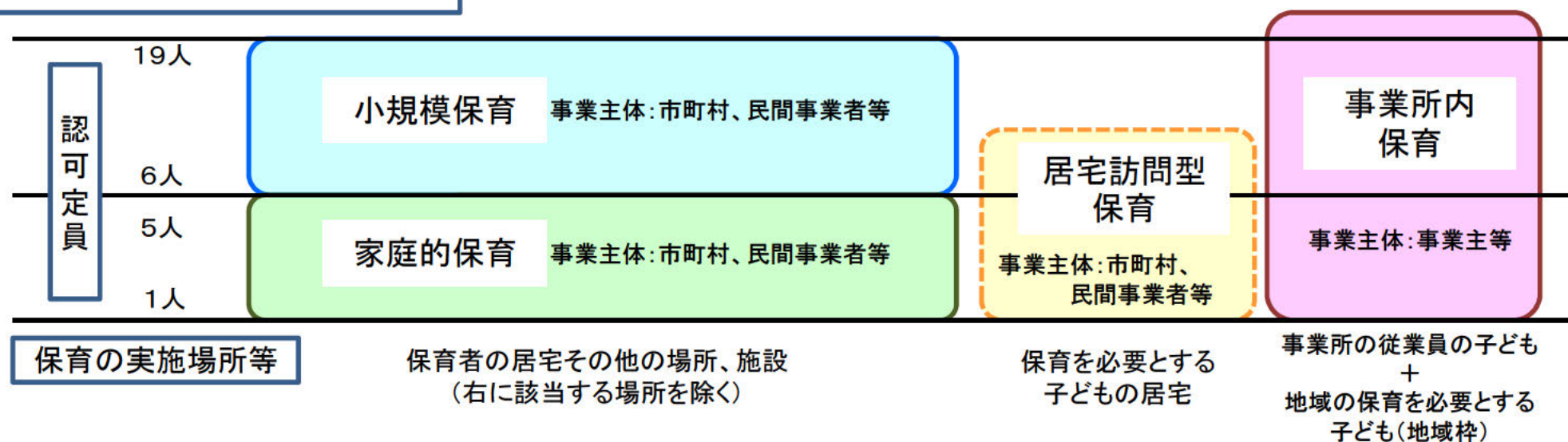
関係法令等

保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針 等

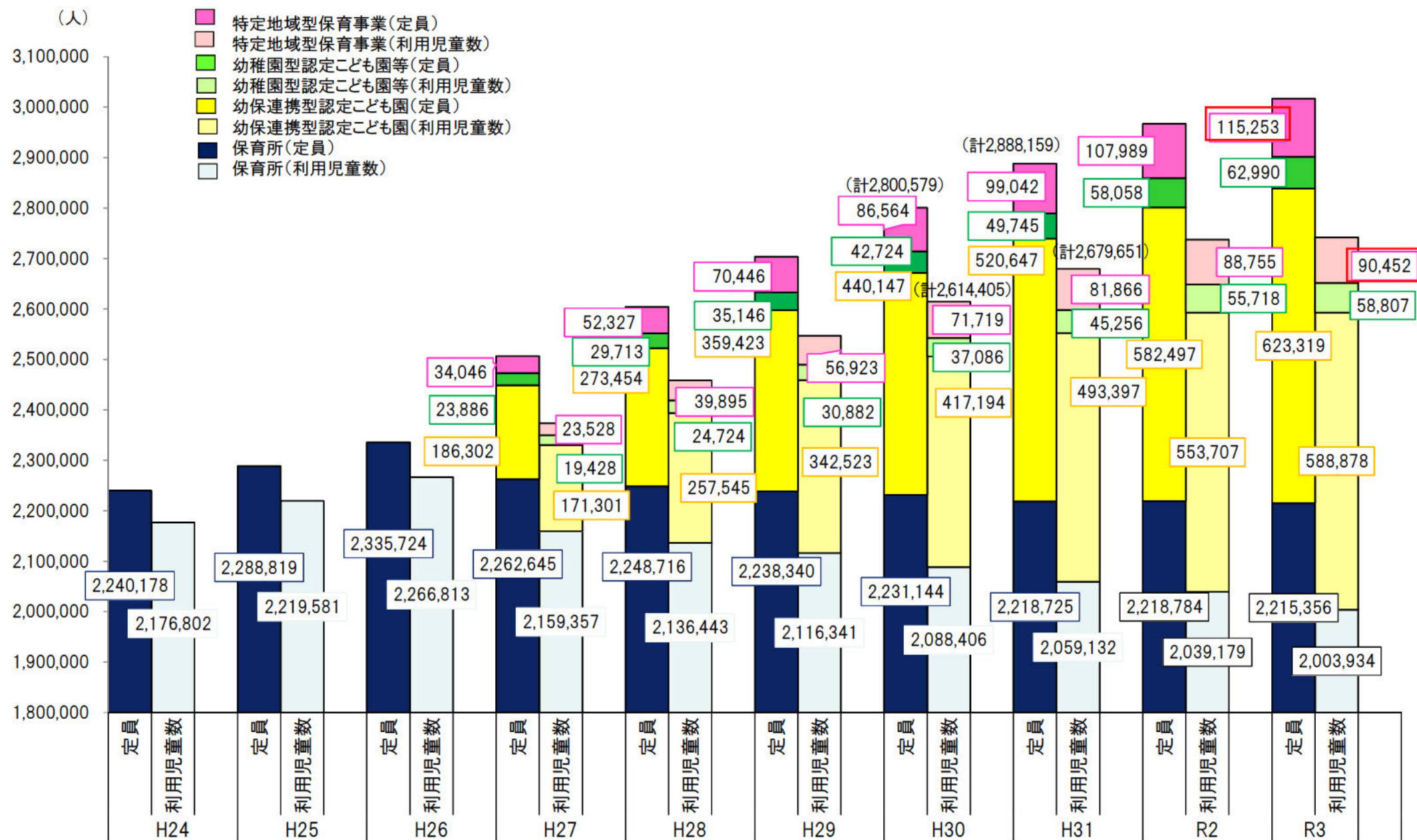
地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

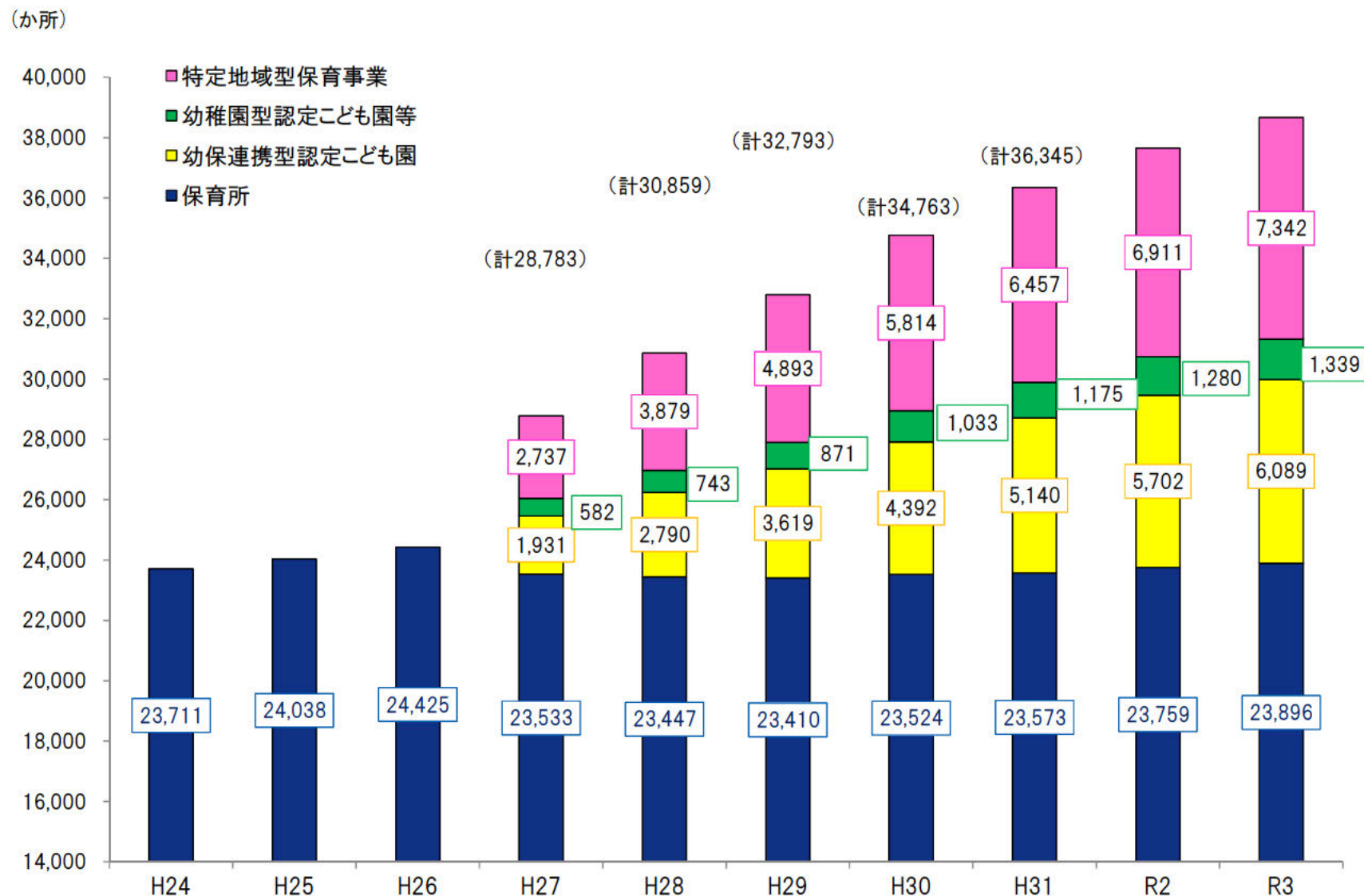
地域型保育事業の位置付け



小規模保育事業等の実施状況について（定員、利用児童ベース）



小規模保育事業等の実施状況について（施設数ベース）



（参考）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（抄）

（食事）

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むするものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（食事の提供の特例）

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。

この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - 三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - 四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - 五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
- 一 連携施設
 - 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - 三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
 - 四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

「子育て安心プラン」

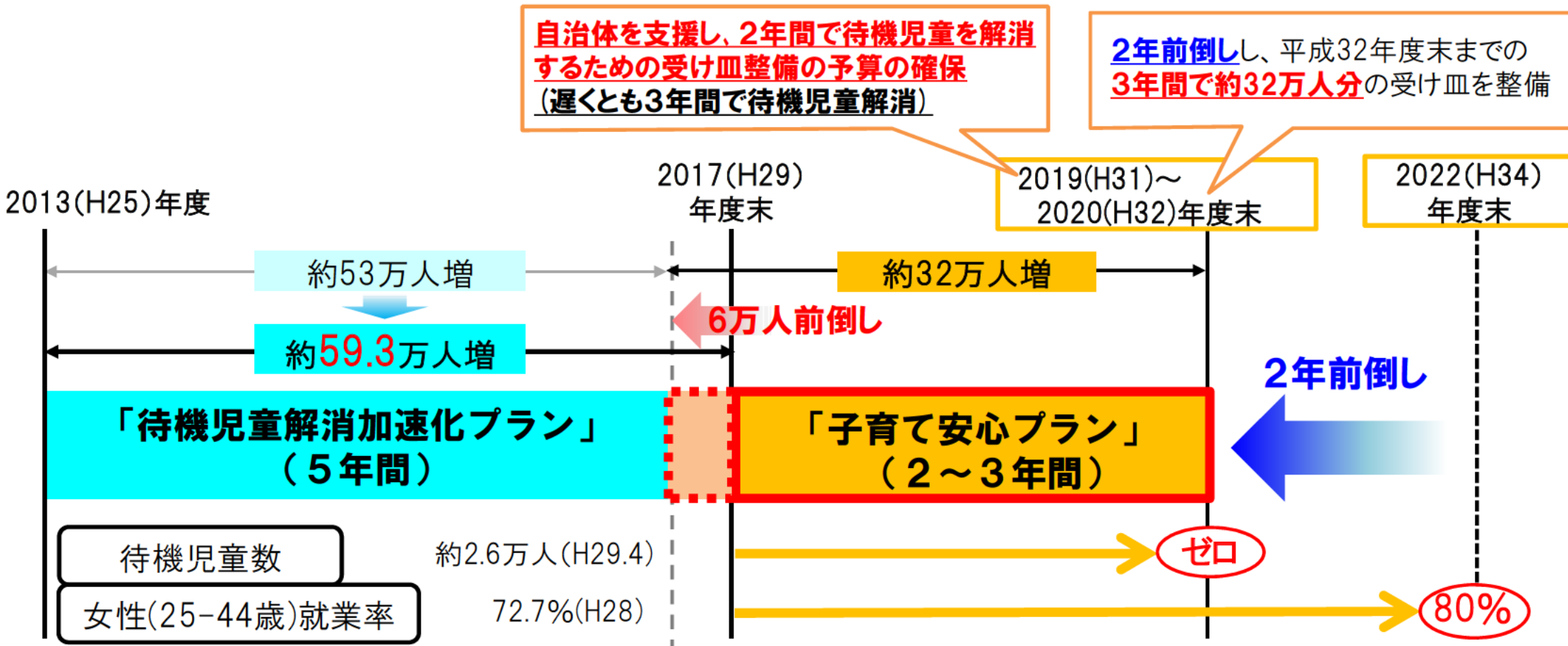
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2013）



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

新子育て安心プランの概要(令和2年12月21日公表)

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○新子育て安心プランにおける支援のポイント

①地域の特性に応じた支援

○保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○人口減少地域の保育の在り方の検討

②魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	920
3. 特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
4. 弊害の発生に関する調査	
① 調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
② 調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③ 調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③保育所施設長、④保育士
④ 実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

① 所属	厚生労働省子ども家庭局保育課
② 役職	係長
③ 氏名	角野 慎一
④ TEL	03-3595-2542
⑤ FAX	03-3595-2674
⑥ メールアドレス	kakuno-shinichi@mhlw.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各保育所における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
 2. 離乳期初期の年齢（おおよそ5月齢）から実施
 3. 離乳期の途中の年齢（おおよそ5月齢から15月齢の間）から実施
 4. 離乳期後の年齢（15月齢以上）から実施
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

2 保育所に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の保育所
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 保育所に配置されている
3. 事業者に配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【市町村】

1. 学校給食での実績
 2. 病院給食等での実績
 3. 企業規模又は事業者の経営状況
 4. 保育所との距離の近接状況
 5. 市町村との契約の際の料金
 6. 調理設備
 7. 外部搬入の実施体制の充実度
 8. 栄養士の有無
 9. 食材の購入に係る契約締結内容
 10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6)において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
 2. アレルギー児への対応の義務づけ
 3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
 4. 食材に関する内容
 5. 食育の推進
 6. 給食の提供回数
 7. 外部搬入の対象とする年齢
 8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
 9. その他
- 具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他

具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に搬入元に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

- ・誰が明示していますか
- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入（ ）

・何を明示していますか（複数回答可）

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

- ・明示していない理由は何ですか
- a. 事業者の栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の栄養士以外の事業者の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入（ ）

(2-a) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(2-b) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

- 2. 事前に確認していないが、事後に確認している
- 3. 確認していない

(2-c) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 事前に確認を行った
- 2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 市町村保育担当部局
- b. 施設の長
- c. 施設の保育士
- d. 施設の栄養士
- e. 施設の調理員
- f. 事業者の長
- g. 事業者の栄養士
- h. 事業者の調理員
- i. 事業者のその他の職員
- j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食中毒等の事故は起こりませんでしたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 特になし

5 保育所における給食の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

- 1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている
- 2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
- 3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階
2. 2段階
3. 3段階
4. 4段階
5. 5段階以上
6. 離乳食は外部搬入をしていない。(保育所で作っている。)
7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)
8. その他
具体的に記入（ ）

(2) 搬入元は、当該保育所のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の保育所
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. 保育所以外の児童福祉施設
6. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
7. 病院
8. その他
具体的に記入（ ）

(3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
・変更している場合、つぎのaからeのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 変更していない

(3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事と同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人員的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

(3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、各保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

(3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当保育士
2. その他の保育士
3. 保育所の栄養士
4. 保育所の調理員
5. その他
具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー児への対応

(1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。従来、食物アレルギー児の給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
 2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
 3. 保護者の自己申告に委ねていた
 4. 特段把握していなかった
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
 2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
 3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
 4. 特に対応を異ならせていなかった
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー児の給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
 2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
 3. 保護者の自己申告に委ねている
 4. 特段把握していない
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
 2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
 3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
 4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
 5. 特に対応を異ならせていない
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、事業所への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
- ・ 2 の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他（ ）

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 従来、体調不良児に対する給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
 2. 登所時又は保育中の観察
 3. 連絡帳により把握
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
 2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
 3. 特別な対応はしなかった
 3. 原則帰宅させていた
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
 2. 登所時又は保育中の観察
 3. 連絡帳により把握
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

・食事方法

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育所内の調理機能を活用し、保育所において別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
 2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
 3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う(消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える)
 4. 特別な対応はしなかった
 5. 原則帰宅させている
 6. その他
- 具体的に記入()

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食育への取組み

(1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
8. 保育所と事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(3) (1) で行っていた取組であって、(2) で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. その他

具体的に記入()

10 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 保育所や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他

具体的に記入()

(2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施
 - ・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 保護者からの聞き取り調査
 - b. 児童からの聞き取り調査
 - c. 日々の観察
 - d. その他

具体的に記入()

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施
 - ・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
 - b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
 - c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
 - d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
 - e. 定期的に、巡回して観察し記録
 - f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
 - g. その他

具体的に記入()

2. 実施していない

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 器具の消毒等につき点検表で確認
 - b. 食材検収表の記録
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 給食の展示
 - b. 給食だより等の発行
 - c. 給食の試食会の実施
 - d. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、保育所において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた
2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
 - b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある
 - ・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
 - b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 変化があった
 - ・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
 - b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
 - c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
 - d. 保育内容が豊かになった
 - e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
 - f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
 - g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
 - h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
 - i. 保育内容が豊かにならなかった
 - j. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発育状況に応じた適切なメニューとなった
 - b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった（年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった）

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

- b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
 - c. 低年齢児への対応がなおざりになった
 - d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
 - b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
 - b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育士】

- 1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立保育所のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

- 1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）
- 2. つながらなかった
 - 具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 保育所において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

- 【外部搬入した結果 良くなった点】
 - a. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 保育所と小学校・中学校など一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. その他
- 具体的に記入（ ）
- h. 特になし
- 【外部搬入した結果 悪くなった点】
 - i. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が困難になった
 - j. メニューが画一化した
 - k. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - l. 量が少ない又は多い
 - m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - n. 配膳などの時間が自由にできなくなった
 - o. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - p. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - q. その他
- 具体的に記入（ ）
- r. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育士】

- a. 乳幼児専門の栄養士の配置
 - b. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
 - c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
 - d. 体調不良児への対応のマニュアル化
 - e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
 - f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置
 - g. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか
 - h. その他
- 具体的に記入（ ）

公立保育所の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

調査計画案の概要

特例措置の番号	920
特例措置の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H17 上、H18 上、H19、H20、H21、H24 下、H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年度の評価においては、

- 関係府省庁による調査では、発達段階等に応じた給食の個別対応や、保育所と外部搬入事業者の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である等、前回評価で弊害として提示された問題点が依然として存在していることが確認されたとのことであった。
- 評価・調査委員会の調査では、本特例措置の実施に伴い、保育士の加配や一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育料の軽減等の効果が確認された。
- 関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、情報提供・助言・助言を行うように求められた。
- 評価・調査委員会は、ガイドライン等の周知・徹底により、保育所等の実施状況、効果を検証し、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、令和 3 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 発達段階に配慮した哺乳食の提供など、3 歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担が増大している。
- 未就学児、特に低年齢児のアレルギー原因物質は、多岐に渡っている上、低年齢の発症が多く、有病率についても年々増加傾向にあるが、代替食の提供は難しく、弁当を持参させている場合が半数にのぼる。
- 体調不良児への対応について、きめ細かい対応が十分にできていない。
- 食育への対応について、自園調理を行っている保育園に比べ、総じて食育への取り組み割合が低くなっている。
- 保護者のニーズ・評価について、自園調理が外部搬入を上回る。
- 保育所と外部搬入事業者の間の連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分である。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。
- 保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 小規模保育事業等の既存政策について活用の実施・検討を行ったかどうか。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 8 までの回答を地方公共団体に
おいてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 27～Q 38 については保
育所の所長から、同様に Q 39 は保育所の保育士（各施設 5 人以上となるようご
配慮ください）、Q 40 は保育所児の保護者（各施設、3 歳未満児の子供を持つ
保護者 5 人以上となるようご配慮ください）、Q 41～Q 44－4 は給食の搬入
元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入く
ださい。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立保育所における給食の外部搬入事業のうち、3 歳未満児に対する給食に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3 歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q 9 <地方公共団体への質問>

貴自治体の公立保育所の設置状況についてご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体への質問>

特例措置を活用して給食の外部搬入方式を導入した目的・理由について次の
選択肢から選んでください。（主な目的・理由を最大 3 つまで）

1. 施設の老朽化に伴う維持管理の負担
2. 調理一元化による調理業務の効率化
3. 食材の一括購入による食材の多様化及び安定調達
4. 大型施設調理による衛生管理の充実及び安全性の向上
5. 財源の効率的活用による多様な行政ニーズへの対応
6. 調理員不足
7. 児童数の低減、保育所の統廃合
8. その他（ ）

⇒ 回答欄 10

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 20 人以上の公立保育所の運営改善においては、民営化や統合化等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 1 - 2 <地方公共団体への質問>

利用児童数が 19 人以下の公立保育所の運営改善においては、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度下で創設された小規模保育（利用定員 6 名以上 19 人以下）等の地域型保育事業への移行等の方策も考えられますが、貴自治体の状況はいかがでしょうか。次の選択肢から 1 つ選んだ上で、具体的な理由をご記入ください。

1. 移行を決定
2. 検討中
3. 検討したが断念
4. 検討してはいない
5. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1 - 2

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ 3 歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 2 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 2 の指摘が克服されましたか。ご記入いただいた取組ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 2 - 2

Q 1 2 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 3

Q 1 2 - 4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 2 - 2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2 - 4

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 3 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 3 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 3 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 3 - 2

Q 1 3 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 3

Q 1 3 - 4 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 3 - 2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3 - 4

Q 1 4 <地方公共団体 への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 3 1 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 4 - 2 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 4 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 4 - 2

Q 1 4 - 3 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 4 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 3

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 5 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 1 5 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 1 5 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 1 5 - 2

Q 1 5 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 5 - 2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 15-3

Q 15-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 15-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 15-4

Q 16 <地方公共団体への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。貴地方公共団体では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 16

Q 16-2 <地方公共団体への質問>

Q 16 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 16 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 16-2

Q 16-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 16-2 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 16-3

Q 16-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 16-2 で 2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 16-4

Q 17 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携や食事の提供に関するガイドラインの理解が不十分な例が

見られるとの指摘がありますが、貴地方公共団体ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 17

Q 17-2 <地方公共団体への質問>

Q 17で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 17の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 17-2

Q 17-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 17-2で1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 17-3

Q 17-4 <地方公共団体への質問>

※ Q 17-2で2. を選択した地方公共団体のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 17-4

Q 18 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の2点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）

(2) (1)の費目ごとの削減額

【(1)の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前5名→外搬導入後2名）

【(2)の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 18

Q 19 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の2点について、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2)(1)の費目ごとの増加額

【(1)の記入例】業務委託料(外部搬入の導入により新たに発生)

【(2)の記入例】〇円/年(通算〇円/特例措置活用期間〇年)

⇒ 回答欄 19

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、給食の外部搬入による経費削減分を、保育サービス向上(例:保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など)のために活用していますか。次の選択肢から選んでください。

1. 活用している
2. 活用していない

⇒ 回答欄 20

Q 2 0-2 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 0で1.を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分のうち、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 20-2

Q 2 0-3 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 0-2に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 2 0-2で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、その内容を具体的にご記入ください。(例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20名→30名」など、具体的な数についてもご記入ください。)

⇒ 回答欄 20-3

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

貴地方公共団体では、本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか(地産池消の推進、地域産業の育成・振興、児童との交流の増加等)。あった場合には、給食の外部搬入との関連性が分かるように、効果の内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 21

※ Q 2 2~24-3は、Q 2 5~Q 3 7の調査対象とした保育所の状況についてお答えください。

Q 2 2 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、経費削減効果が図れていますか。図れている場合は、以下の2点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り

具体的にご記入ください。

(1) 削減された経費の費目（人件費、光熱水費等）

(2) (1) の費目ごとの削減額

【(1) の記入例】給食調理員人件費（外搬導入前 5 名→外搬導入後 2 名）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <地方公共団体への質問>

給食の外部搬入により、増加した経費はありますか。ある場合は、以下の 2 点について、調査対象とした保育所ごとに、その内容を可能な限り具体的にご記入ください。

(1) 増加した経費の費目（業務委託料等）

(2) (1) の費目ごとの増加額

【(1) の記入例】業務委託料（外部搬入の導入により新たに発生）

【(2) の記入例】〇円／年（通算〇円／特例措置活用期間〇年）

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <地方公共団体への質問>

当該保育所から生じた給食の外部搬入による経費削減分を、当該保育所の保育サービス向上（例：保育士の加配や保育料の軽減、児童受入数の増加など）のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、次の選択肢から選んでください。

1. 活用している

2. 活用していない

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 4 - 2 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 4 で 1. を選択した地方公共団体のみお答えください。

給食の外部搬入による経費削減分の内、どの程度を、保育サービス向上のために活用していますか。調査対象とした保育所ごとに、概ねの割合をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4 - 2

Q 2 4 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 2 4 - 2 に回答いただいた地方公共団体のみお答えください。

Q 2 4 - 2 で回答いただいた経費削減分を充てることで、充実が図られた保育サービスや、新たに実現できた保育サービスがある場合には、調査対象とした保育所ごとに、その内容を具体的にご記入ください。（例えば、保育士の加配や児童受入数の増加等があった場合は、「20 名→30 名」など、具体的な数についてもご記入ください。）

⇒ 回答欄 2 4 - 3

Q 2 5 <地方公共団体への質問>

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所がある市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている保育所とを比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

(例) 保育所運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 6 <地方公共団体への質問>

これまでの設問を踏まえて、標題特例措置を今後も活用されますか。次の選択肢から選んでください。

1. する
2. しない
3. 未定

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 6 - 2 <地方公共団体への質問>

Q 2 6 で 1 を選択した地方公共団体は、主な理由について次の選択肢から 1 つ選んでください。また、2 及び 3 を選択した地方公共団体は具体的な理由を記入してください。

1. 保育所の効率的な運営を図るため
2. 給食の質や安全性の向上を図るため
3. 保育サービスの充実を図るため
4. 調理施設の整備が困難であるため
5. その他 ()

⇒ 回答欄 2 6 - 2

Q 2 7 <保育所の所長への質問>

貴保育所について、以下をご回答ください。

1. 職員数
2. 児童数
3. 3歳未満児数

⇒ 回答欄 2 7

Q 2 8 <保育所の所長への質問>

3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている事業者は、どのような事業者ですか。次の選択肢から選んでください。

1. 学校給食センター
2. ケータリング業者
3. 他の保育所、認定こども園
4. その他（具体的に記入）

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 8－2 ＜保育所の所長への質問＞

Q 2 8の外部搬入事業者の調理施設は、どこにありますか。次の選択肢から選んでください。

1. 市町村内
2. 市町村外

⇒ 回答欄 2 8－2

Q 2 9 ＜保育所の所長への質問＞

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9

Q 2 9－2 ＜保育所の所長への質問＞

Q 2 9で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 2 9の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 2 9－2

Q 2 9－3 ＜保育所の所長への質問＞

※ Q 2 9－2で1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9－3

Q 2 9－4 ＜保育所の所長への質問＞

※ Q 2 9－2で2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 2 9－4

Q 3 0 <保育所の所長への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0

Q 3 0-2 <保育所の所長への質問>

Q 3 0で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 0の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 0-2

Q 3 0-3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 0-2で1.を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0-3

Q 3 0-4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 0-2で2.を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0-4

Q 3 1 <保育所の所長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 3 1

Q 3 1-2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 1で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 3 1-2

Q 3 1 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1 - 3

Q 3 2 <保育所の所長への質問>

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2

Q 3 2 - 2 <保育所の所長への質問>

Q 3 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 2 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 2 - 2

Q 3 2 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 2 - 2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2 - 3

Q 3 2 - 4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 2 - 2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2 - 4

Q 3 3 <保育所の所長への質問>

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題があるとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、課題が生じていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 課題が生じている
2. 課題は生じていない

⇒ 回答欄 3 3

Q 3 3 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 3 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

衛生管理上の課題が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前は課題が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 3 - 2

Q 3 4 <保育所の所長への質問>

※ 代替食の提供等、事業者による個別の対応が難しく、給食の搬入後、改めて保育所において調理・加工している保育所のみお答えください。

事業者から給食が搬入された後、保育所において調理・加工する場合は、保育士の業務負担の増大が生じているとの指摘がありますが、貴保育所ではこの点について、負担の増大が生じていますか。次の選択肢から選んでください。
1. 負担の増大が生じている
2. 負担の増大は生じていない

⇒ 回答欄 3 4

Q 3 4 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 4 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

保育士の業務負担の増大が生じていない理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前は負担の増大が生じていたが、当該取組等により克服された場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 4 - 2

Q 3 5 <保育所の所長への質問>

3 歳未満児への給食の外部搬入を行うに当たり、代替食の提供や調理形態の工夫など、食物アレルギー児や体調不良児に対するきめ細やかな対応は、すべて外部搬入事業者が行っていますか。次の選択肢から選んでください。
1. すべて外部搬入事業者が対応している
2. 一部保育所が対応している

⇒ 回答欄 3 5

Q 3 5 - 2 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 5 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

すべて外部搬入事業者が対応できている理由について、その取組内容も含め、具体的にご記入ください。
また、以前はできなかったが、当該取組等によりできるようになった場合に

は、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 3 5 - 2

Q 3 5 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 5 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

どのような場合に、どの程度、保育所で対応していますか。また、なぜ外部搬入事業者では対応できないのか、それぞれについて具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 5 - 3

Q 3 6 <保育所の所長への質問>

食育への対応について、自園調理を行う保育所より外部搬入を行う保育所の方が、取り組み割合が低くなっているとの指摘があります。貴保育所では、これらの点について、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6

Q 3 6 - 2 <保育所の所長への質問>

Q 3 6 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 3 6 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 3 6 - 2

Q 3 6 - 3 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 6 - 2 で 1. を選択した保育所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 3

Q 3 6 - 4 <保育所の所長への質問>

※ Q 3 6 - 2 で 2. を選択した保育所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 4

Q 3 6 - 5 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、新たに始めた食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 5

Q 3 6 - 6 <保育所の所長への質問>

給食の外部搬入導入により、できなくなった食育活動がある場合には、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 6 - 6

Q 3 7 <保育所の所長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 7

Q 3 8 <保育所の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 3 8

Q 3 9 <保育所の保育士への質問>

給食を外部搬入することで生じていると思われる効果はありますか。具体的にご記入ください。
また、給食の外部搬入についてお気づきの点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 9

Q 4 0 <保育所児の保護者への質問>

貴保育所で提供される給食について、お子様の感想や、お気づきの点などがありましたら、具体的にご記入ください。
また、自園調理時と比較して、給食業務の外部搬入の実施によって良くなった点、または悪くなった点があれば、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 4 0

Q 4 1 <外部搬入事業所への質問>

給食の外部搬入では、発達段階に配慮した給食の対応、特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1

Q 4 1 - 2 <外部搬入事業所への質問>

Q 4 1 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 1 の指摘が克服さ

れましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 1－2

Q 4 1－3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 1－2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1－3

Q 4 1－4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 1－2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 4 1－4

Q 4 2 <外部搬入事業所への質問>

アレルギー児への対応について、3歳未満児はアレルギー原因物質が多岐にわたっているうえ、有病率が年々増加傾向にあり、代替食の提供が難しく、対応が困難との指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 2

Q 4 2－2 <外部搬入事業所への質問>

Q 4 2 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 2 の指摘が克服されましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 2－2

Q 4 2－3 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 2－2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 2－3

Q 4 2－4 <外部搬入事業所への質問>

※ Q 4 2－2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

い。

⇒ 回答欄 4 2－4

Q 4 3 ＜外部搬入事業所への質問＞

体調不良児への対応について、食事の個別対応、症状により量の加減や品目の除去又は変更などのきめ細かい対応が困難との指摘がありますが、貴事業所では代替食の提供を行っていますか。次の選択肢から選んでください。

1. 代替食の提供を行っている
2. 一部代替食の提供を行っている
3. 代替食の提供を行っていない

⇒ 回答欄 4 3

Q 4 3－2 ＜外部搬入事業所への質問＞

※ Q 4 3 で 1. 又は 2. を選択した事業所のみお答えください。

代替食の提供を行うに当たり、保育所等との間で工夫されている取組等がありますか。その内容について具体的にご記入ください。

また、以前は代替食の提供ができなかったが、当該取組等によりできるようになった場合には、その旨もご記入ください。

⇒ 回答欄 4 3－2

Q 4 4 ＜外部搬入事業所への質問＞

給食の外部搬入を行うに当たり、外部搬入事業者と、保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られるとの指摘がありますが、貴事業所ではこの点について、どのような取組を行っていますか。また、その取組は、いつ頃から行っていますか。具体的な取組内容等をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4

Q 4 4－2 ＜外部搬入事業所への質問＞

Q 4 4 で回答いただいた取組により、従来と比べて、Q 4 4 の指摘が克服されましたか。

1. 克服された
2. 克服されていない
3. 分からない

⇒ 回答欄 4 5－2

Q 4 5－3 ＜外部搬入事業所への質問＞

※ Q 4 5－2 で 1. を選択した事業所のみお答えください。

具体的に何が、どのように克服されたのか、その内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4－3

Q 4 4－4 ＜外部搬入事業所への質問＞

※ Q 4 4－2 で 2. を選択した事業所のみお答えください。

克服できていない点及びその理由について、具体的にご記入ください。また、

克服には至っていないが、改善が見られた点があれば、併せてご記入ください。

⇒ 回答欄 4 4 - 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

公立保育所における運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※なお平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能

2. 特例の概要

(1) 公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、公立保育所における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- ① 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ② 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 外部搬入を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。
- ② 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。
- ③ 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー

一、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。

- ④ 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。

※「公立保育所についてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、児童一人当たりにかかる保育コストが比較的高い過疎地域等の公立保育所において、公営の給食センター等を活用することにより、公立保育所及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

保存、配膳及び加熱や離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を基準としてお示ししています。

③「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

④「食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること」

食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいいます。具体的には、「保育所保育指針」や「保育所における食事の提供ガイドライン」、いくつかの自治体において、子どもの食育を進める際の目標、指針として、策定されている「食育ガイドライン」等に基づき食事を提供するように努めるということです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	北海道	猿払村	猿払村「心と体を育む給食特区」	北海道宗谷郡猿払村の全域	現在の浜鬼志別保育所の給食は、同施設内で調理し園児に提供しているが、築後30年以上の建物及び機器の老朽化が著しいため、10分ほどの距離にある鬼志別保育所(平成16年建設)で浜鬼志別保育所3歳未満児も含め全園児分を調理し外部搬入とする。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日 認定
2	北海道	清里町	地産地消で豊かな給食特区	北海道斜里郡清里町の全域	女性の社会参加の進展により、子育て支援や保育の充実重要となっており、小学校就学前の幼児の保育や親への支援の場としての保育所への期待が大きい中で、地産地の食材を使用した給食を提供し、食事内容の充実と保・小・中一貫した食育の推進を図る。また、給食食材の一元購入や給食調理員の適正配置などにより、給食調理業務及び公立保育所の効率的・安定的運営を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第6回 平成16年12月8日 認定
3	北海道	湧別町	地場産品を使用した安全で安心な給食特区	北海道紋別郡湧別町の全域	上湧別町・湧別町では、子育て支援と食育を重要な施策に位置づけており、町営の学校給食センターでは当地域の新鮮で豊富な農産物及び魚介類を使用した給食を提供している。 一方、共働き家庭の子育て支援として両町内の保育所への期待も大変大きい。合計4カ所の保育所でそれぞれ調理し食事を提供することは、調理や食材を購入する上で非常に不経済な状況となっている。 このため、公立保育所における給食の外部搬入方式を実施することで、町内の学校給食センターより保育所に提供することにより、地産地消に配慮した食事が提供できるとともに、望ましい食習慣の定着を図ることができる。また、給食食材の一元購入により経費の節減が可能となり、公立保育所の効率的な運営ができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
4	山形県	最上町	食育機能の統合による次世代育成すこやか特区	山形県最上郡最上町の全域	最上町では、幼・小一環教育の理念に基づいた指導基準「最上町新幼児教育課程」を策定し、その効果的な運用を図っているが、幼保一体型を見据えた保育・教育サービスのさらなる充実にむけ、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を通して「健康な育ちのための食育」「地産地消の食育」を基本目標に据えた総合的な食育機能を本町の学校給食センターに形成し、本町独自の一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回 平成18年3月31日 認定
5	山形県	高畠町	高畠町なかよし給食特区	山形県東置賜郡高畠町の全域	高畠町の公立保育所の給食の食材は、少量の注文が可能な地元業者から調達しているが、公立保育所3園のうち、定員割れとなっている二井宿保育園については、地元業者の廃業により、給食業務の運営上支障が生じている。少量であるため遠方の業者からの食材の調達が困難であることから、近接する小学校からの給食の搬入を検討したが、課題が多く実現には至らなかった。そこで、設備等余力のある他の公立保育所で調理した給食を搬入することで解決を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日 認定

6	茨城県	阿見町	阿見町いきいき子育て給食特区	茨城県稲敷郡阿見町の全域	阿見町では、現在13ヶ所の保育施設・事業所（定員989名）で保育サービスを提供している。公立保育所については、所内の調理設備が老朽化しているため、高まる保育需要に対し、園内調理での対応が困難な状況にある。学校給食センターからの給食の外部搬入を実施することにより、安全で質の高い給食を効率的に提供することが可能となり、幼児から中学生までの一貫した食育に取り組むことができる。また、保育所運営の合理化により節減された経費を財源として、子育て支援の更なる充実が可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
7	群馬県	六合村	くにつこニコニコ給食特区	群馬県吾妻郡六合村の全域	六合村は群馬県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして急激な少子化が進む村である。幼保合築施設「六合こども園」を建設し幼保一体化の運営を行うなどの施策を講じているところであるが、限られた財源を効率的に使い満足の行く保育サービスを実施するため、保育所の給食を学校給食センターから外部搬入できるようにし合理的な運営を可能とする。このことにより、食材の多様化など豊かな給食の提供が可能となるとともに、保育所と小学校の一貫した食育を行うことが可能となる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第10回 平成18年3月31日認定
8	群馬県	みなかみ町	みなかみ町藤原地区食育推進給食特区	群馬県利根郡みなかみ町の区域の一部（藤原地区）	みなかみ町は過疎・高齢化、そして急激な少子化が進行している。昭和53年に開設した「町立第三保育園」も平成22年度で園児数が8人と年々児童数が激減している。園児一人当たりに係る保育コストが高く、園の調理室での調理業務は運営上非効率な状況である。 乳幼児期から食育の推進を図るためにも、学校給食センターから外部搬入を行い、食材の多様化、給食内容の充実等が必要であり、それにより園児一人当たりのコストも減り、保育園の合理的運営が図られる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日認定
9	千葉県	芝山町	芝山町保育所給食外部搬入特区	千葉県山武郡芝山町の全域	芝山町は成田空港と北接し、人口は7,967人（平成24年9月1日現在）。町内に公立保育所が3つあるが、いずれの施設も老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。また、航空機騒音に伴う住民の転出や少子化で園児が減少し、保育所の運営面からも合理化を図る必要がある。民間給食配食業者から給食の外部搬入方式を実施することで合理化を図り、児童福祉の充実を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
10	千葉県	横芝光町	健やかな子どもを育むよこしばひかり給食特区	千葉県山武郡横芝光町の全域	近年、ライフスタイルの多様化などに伴い、食生活における栄養の偏りや不規則な食事などが子どもにも与える影響が懸念されている。そのため、バランスのとれた食生活や正しい食習慣の定着に向けた食育を推進する必要がある。そこで、町立保育所の給食を民間給食専門業者からの外部搬入により実施することで、年齢に応じた給食を提供して子どもたちの健全な成長を促進する。また、給食の外部搬入により節減された経費を財源とし、保育サービスの向上を図るとともに、地元産の食材を利用することにより、地域経済の活性化を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日認定
11	千葉県	大多喜町	大多喜町子育ていきいき給食特区	千葉県夷隅郡大多喜町の全域	大多喜町には、現在公立保育所（みつば保育園、つぐみの森保育園）が2箇所あり、それぞれ平成11年および平成16年に複数の保育所を統合し、新たに開園した。開園後は、乳児保育・一時保育・延長保育を始め、休日保育など多様化している保育ニーズへの対応に取り組んでいるが、今後もきめ細かな保育行政を実施するにあたり、保育所運営の合理化を図る必要がある。そのため、特例措置による公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を活用することにより、オール電化厨房（電磁調理設備）が導入され、調理環境のすぐれたみつば保育園で給食を調理・搬出し、つぐみの森保育園へ安全で安心な給食を提供するものである。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定

12	石川県	能美市	能美いきいき給食特区	能美市の全域	能美市では多様化した保育ニーズに対応するため、様々な事業を行っている。 その一環として、調理能力に余力のある辰口学校給食センターから能美市辰口地区の6保育所に給食の外部搬入を実施することにより、節減された費用を保育サービスの拡充等に充てることにより、保育所の効率的運営を行い、子育て支援事業の推進を図る。 また、食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じて「食育教育」を推進していく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
13	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地場産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
14	福井県	越前町	越前町すくすく給食特区	福井県丹生郡越前町の全域	越前町内の公立保育所は、入所率が77.4%と大幅に定員を割り込んでおり、施設の効率的運営の観点から、職員の適性配置等を計画的に得進めていく必要がある。 このため、町内2カ所の給食センターから給食を外部搬入することにより、経費節減をし、その節減された財源を一時保育、延長保育など多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。さらに、これによって積極的に地元農産物を活用できることから、給食センターを中心とした地産地消のシステムが構築され、地域農林漁業の活性化に寄与する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
15	山梨県	市川三郷町	より安全で安心できる給食特区	山梨県西八代郡市川三郷町の区域の一部(市川大門及び下大鳥居地区)	市川富士見保育所は、平成30年8月開園予定で整備を進めており、最新の設備を備えた施設で、1日最高200食が調理可能である。 人的にも設備的にも最善の施設で集中調理することにより、効率性が高まるとともに、児童の発育に応じた、きめ細かな給食業務を行うことができる。 給食の自園調理と市川南保育所への外部搬入により節減された財源を充てることにより、子育てが安心してできるような保育サービスの充実を図る。 また、多様化する保育サービスに対応するため、子育て支援事業、一時預かり、病後児保育事業などの充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第21回 平成21年11月26日認定
16	長野県	根羽村	根羽村保育所・義務教育学校の一貫食育給食特区	長野県下伊那郡根羽村の全域	少子化が進む根羽村では、今年4月に小中一貫の義務教育学校が開校したことを機会に、保小中の一層の連携を図りたいと考えている。その一つとして、公立保育所における給食の外部搬入を計画している。具体的には、現在、保育所、義務教育学校のそれぞれの調理場にて給食を調理しているが、これを義務教育学校に一元化し、保育所に搬入する。このことにより、調理業務の効率化が見込めることに加えて、保育所現場と義務教育学校現場との間で一層の連携が図れ、乳幼児期から義務教育修了まで一貫した食育教育の推進が期待できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
17	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定

18	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育園給食外部搬入特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校前の一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
19	岐阜県	本巣市	健やかな成長を支える給食特区	本巣市の全域	本巣市では、核家族・共働き世帯の多様化したニーズに対応すべき安心して子育てができる環境づくりを推進している。本巣市内の子供達が、乳幼児期から健全な食生活習慣が身に付くよう「食育」の充実を図るため、給食を外部搬入し効率的に調理、提供される質の高い給食の提供をすることで、食を通じ園児の健やかな成長を支えている。平成28年4月より新たに公立保育所を1園開園する為、給食の外部搬入の実施を追加し、さらなる安心、安全な食材の一括購入等による経費削減や、地域農産物の活用に努め地産地消の推進につなげていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
20	岐阜県	郡上市	食育推進給食特区	郡上市の区域の一部(高鷲町及び白鳥町)	郡上市の北部地域にある公立保育園は、市内でも特に山間地域にあり、県庁所在地からも90キロほど離れた降雪地域である。近年、人口の減少とともに入園児数の減少が進み、経費や人材の面から自園で給食を調理して提供することが難しくなっている。このような状況から、特区を活用し、近隣の比較的大きな公立保育園や学校給食センターから給食を外部搬入することで、給食提供のための経費の削減を図るとともに、幼児期から栄養価が高く質の高い給食メニューを提供し、給食の面からも幼保小の連携による食育の推進を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回 令和元年8月14日認定
21	岐阜県	神戸町	心豊かな子どもを育む給食特区	岐阜県安八郡神戸町の全域	神戸町では、他市町村同様少子化傾向にあり保育所・幼稚園への入所児童が減少している。そこで幼保一体化し、昨年度より4幼稚園で異年齢間での集団活動の機会確保や社会性を涵養することを目指している。本年度9月の給食センター稼働により、4幼稚園への外部搬入に向けて、現在給食センターの建設を進めている。本特例を活用し、保育所運営の合理化を進めるとともに、3歳児未満児食、アレルギー食等にも対応しつつ、就学前児童から小・中学校の児童・生徒までの一貫した食育教育に取り組むことにより心豊かな環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日認定
22	岐阜県	安八町	地産食材で豊かな給食特区	岐阜県安八郡安八町の全域	安八町は、都市圏に近く、交通の利便性が高いという恵まれた環境にあることから、共働きの子育て家庭が多い。そのため保育ニーズが高く、保育サービスへの要望も多様化している。地産地消により、4幼稚園への外部搬入に向けて、現在保育園児から小・中学校の児童生徒までの一貫した食育教育の推進が可能になり、児童の健やかな成長が促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
23	岐阜県	揖斐川町	豊かな心と体を育む給食特区	岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域	近年、子どもの食習慣の乱れがクローズアップされており、子どもの「食育」に関する取組が重要な課題となってきた。このため、揖斐川町内の各公立保育所と学校給食センターが連携した給食の外部搬入を実施することにより、乳幼児期から発達段階に応じた児童生徒に対する食の嗜好や食習慣の情報交換や把握ができ、一貫した正しい食習慣の定着を図ることができる。また、本特例事業を実施することにより、経常経費の節減が図られるとともに、衛生面など設備の整った施設で調理することにより、食の安全性の向上に繋げる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定

24	岐阜県	大野町	心豊かな給食特区	岐阜県揖斐郡大野町の全域	大野町では、近年、交通の利便性と安価な住宅地を求めた転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えとともに、保育園における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定
25	岐阜県	北方町	心豊かな給食特区	岐阜県本巣郡北方町の全域	北方町では、近年、交通の利便性、アパート等住宅の増により転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭である。そのため、保育に対する需要が高く、保育サービスに対する希望も多様化してきている。最小の経費で最大の効果を図るため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の特例措置を活用し、公立保育園運営の合理化を進め、保育サービスの充実を図り、子育て家庭の需要に応えとともに、保育所における食育と地産地消に取り組み、子どもが心豊かに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日 認定
26	岐阜県	七宗町	ひちそう よちよち バクバク食育特区	岐阜県加茂郡七宗町の全域	七宗町では、町内にある小中学校給食調理室(2施設)の老朽化に伴い、新たに設置する七宗町給食センターからの町立保育所2園への給食(3歳未満児含む)の外部搬入方式を導入することにより、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、このことにより、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、一括調理と調理員の合理的配置が可能となり、保育所運営経費の節減を図り、その節減された経費を多様化する保育サービス・子育て支援サービス需要の財源として充てていく。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第31回 平成25年8月9日 認定
27	岐阜県	白川町	未来を担う子どもたちがすくすく育つ美濃白川給食特区	岐阜県加茂郡白川町の全域	白川町では町立保育所の給食を小中学校と同一の町立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地元生産者と連携して安全・安心・良質な食材の生産及び安定的納品を目指しながら、地場産食材の積極的な活用を進め、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
28	岐阜県	白川村	21世紀へと羽ばたく心豊かな子どもが育つ白川給食特区	岐阜県大野郡白川村の全域	白川村では村立保育所の給食を小中学校と同一の村立給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。食材については、地場産食材をできるだけ活用し、地産地消を推進することで、地域農業の活性化を図る。また、食品の一元購入、一括調理により保育所運営費にかかる経費節減を図り、その節減された財源を多様化する保育サービスの拡充にあてることにより、子育て支援の充実を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日 認定
29	静岡県	熱海市	初島保育園給食外部搬入特区	熱海市の区域の一部(初島地区)	熱海市の離島である初島において、公立保育所の給食を同島内の公立小中学校から搬入することにより、厳しい財政状況のなか保育所運営の合理化を図る。また、合理的な保育運営により節減された経費を保育サービスの充実に充てることにより保育の充実を図る。さらに、学校給食と同じ献立になることにより、乳幼児から義務教育終了まで一貫した食育を推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日 認定

30	静岡県	磐田市	安心・安全の給食特区	磐田市の区域の一部(竜洋地区)	磐田市は、公立保育園8園、私立保育園14園の認可保育園を保有する。3歳未満児の保育ニーズが高まる中、市は効率的な保育園運営と財源を有効に活用する必要がある。竜洋西保育園の給食を、福田こども園(隣接する福田地区にある公立幼保連携型認定こども園)で調理し搬入する外部搬入方式とする。効果として、食材の一括調理、集中管理することで経費削減や調理室の改修工事費の削減ができる。また、地産地消、アレルギー対応等が十分に期待できる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日 認定
31	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取り組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取り組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
32	愛知県	西尾市	心豊かな給食特区	西尾市の区域の一部(旧一色町)	日本一の養殖ウナギの産地として、地域ブランド化を推進している本区域(旧一色町)では、食の安全・安心を重点に、地産地消や食育についてこれまでも積極的に取り組んできた。本区域内の保育所の給食について、「西尾市立一色学校給食センター」からの給食搬入を実施し、地域の食材を一括購入することで経費削減はもとより、乳幼児期から中学生までの発達段階に応じ連携した食育の実施や、顔の見える生産者による地場産品の消費拡大など地産地消の一層の促進を目的とする。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
33	愛知県	西尾市	吉良もりもり元気っ子を育てる給食特区	西尾市の区域の一部(旧吉良町)	本区域では、全国で先駆け、県内でも有数の保育料軽減措置を実施している。しかし高まる保育ニーズに対応するには保育所運営費に係る一般財源持ち出しは多額になり、厳しい財源状況の中、個々の保育所において調理業務を行うことは、非常に非効率な状況である。このため新設した学校給食センターからの搬入を可能にし、保育所運営の合理化を進めながら、園児の発育・発達段階に応じた食事の提供をするため保育所専任の栄養士を配置し、栄養教諭と共に小中学校とタイアップした食育指導を行う。また安心な地元食材による地産消費を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
34	愛知県	西尾市	はずっ子を育む楽しい給食特区	西尾市の区域の一部(旧幡豆町)	本区域(旧幡豆町)は、少子高齢化が進み厳しい財政状況の中、公立保育所を4園運営しているが、特区を活用し学校給食センターからの外部搬入方式を行い、保育所の効率的な運用実施することで、各種の子育てサービスの充実を図る。また、子どもの成長と健康に重要な時期である幼児期から小中学校までの一貫した給食の充実を図ることで食育の推進に取り組み、さらには地元の食材を取入れ地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
35	愛知県	西尾市	西尾っ子を育む楽しい給食特区	西尾市の全域	西尾市では、西尾市立幡豆学校給食センターから市内の公立保育所15園に給食の外部搬入を行い、保育所の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てている。また、地産地消により地元食材への関心を高めるとともに、給食センターと保育所が連携することで、乳幼児期からの一貫した食育を可能とし、正しい食習慣の定着に取り組んでいる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第54回 令和3年7月20日 認定

36	愛知県	蒲郡市	蒲郡市にここ給食特区	蒲郡市の全域	蒲郡市では、14ある公立保育所において3歳以上児の給食を学校給食センターから外部搬入しており、地元の食材や地域の行事と結びつけた献立を提供するなどにより、郷土への愛着や地産地消の促進に取り組んでいる。 近年、共働き家庭の増加など低年齢児保育ニーズが高まっていることから、特例措置を活用し、3歳未満児の受入れができていない4保育所において外部搬入により2歳児の給食を提供可能とする。これにより、低年齢児保育の受入れを拡大し、子育て家庭における仕事と子育ての両立を支援するとともに、乳幼児期からの一貫した食育の推進に取り組む。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第43回 平成29年12月26日認定
37	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
38	愛知県	稲沢市	稲沢市食育推進給食特区	稲沢市の区域の一部(祖父江町及び平和町地区)	稲沢市では、核家族化の進行と就業する女性の増加により、保育の需要も高く、保育サービスに対する希望も多様化しており、延長保育、病後児保育などの特別保育の充実を図る必要がある。 このため、これら多様化する保育ニーズに対応していくため、本特区制度を活用し、祖父江・平和地区の公立保育園の給食をそれぞれの地区の学校給食共同調理場から外部搬入することで、効率的な運営と経費の節減につなげ保育園運営の合理化を図る。また、地産地消を取り入れ安心・安全な食育を推進し、地域の活性化も進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
39	愛知県	日進市	日進市安全安心保育園給食特区	日進市の全域	日進市は、昭和40年代からの人口増加が今も続いており、この状況を反映した保育ニーズの高まりにより一時保育、延長保育等も求められている。 このような状況を受け、公立保育所9園の運営を検討した結果、今後調理環境の優れた2園で給食搬出し、調理しない2園に供給することとし、設備経費、食材調達、人員配置等のコストを節減、その財源を充てることによって保育サービスの拡充を図る。あわせて地産地消などの安全安心な給食を提供しプログラムに基づいた保育所の一貫食育事業を進め、子どもたちが心豊かに育つまちづくりをめざしていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
40	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人々が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
41	愛知県	清須市	地域と共に生まれ育つ子どものための給食特区	清須市の全域	清須市は、少子高齢化が急速に進む中、園児数は特に3歳未満児が増加を続けており、今後、保育ニーズに適切に対応するために、公立保育園の運営について合理化を進め、施設拡充が必要となっている。そのため、公立保育園の給食を学校給食センターで調理して搬入する外部搬入方式に変更する。また、各保育園の調理室に調理員及び学校給食センターに保育園専任の栄養士を配置し、両者が協働して、年齢に応じた給食の提供、食物アレルギー児に対応した除去食及び代替食の提供、体調不良児への柔軟な対応を行う。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定

42	愛知県	北名古屋 市	北名古屋いき いき給食特区	北名古屋市の全 域	北名古屋市では、保育ニーズの高まりにより、就学前児童人口が微増であるのに比して保育所への入園希望者は、年々増加している。 市では厳しい財政状況の中、保育内容、施設管理、運営を見直し、公立保育所における給食を給食センターより一括搬入することとした。これにより、一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの節減ができ、その財源を保育サービスの拡充に充てることができる。また、給食の食材に、地元食材を取り入れて、食育教育の推進や、地産地消による安全・安心な給食を幼児に提供することとしている。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
43	愛知県	みよし市	みよし市わくわくもりもり給食特区	みよし市の全域	みよし市では、近年、人口の増加と核家族化が急速に進み、夫婦共働きの子育て家庭への支援として、増大する保育需要に対する多様な子育て支援が急務である。今後、よりきめ細かな保育・子育て支援を進めるため、本特例を活用し市内の学校給食センターでの一元調理を実施することで、公立保育所運営の効率化を進め、その財源を保育サービスの充実と子育て家庭の支援に充てる。また、これとともに、保育所における一貫した食育、地産地消に関する取組みを行い、心身ともに健康でよく遊ぶ子どもに育つ環境づくりを推進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
44	愛知県	あま市	元気でモリモリ健やか給食育特区	あま市の全域	あま市では、近隣の他市町村が少子化傾向のなか名古屋市のベッドタウンとして転入者が増加しており、その多くが夫婦共働きの子育て家庭であることから、保育所の入所の希望が多く、保育サービスに対する意見も多様化している。 これまでは旧甚目寺町の保育園(6園)で学校給食センターから給食を外部搬入し運営の合理化を図ってきたが、今後は対象を市内全9保育園に拡大し、経費削減による更なる子育て支援強化を図るとともに、小中学校と同じ安全安心な給食による元気な乳幼児保育や幼児期からの一貫した食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
45	愛知県	東郷町	東郷町心豊かな子どもを育む給食特区	愛知県愛知郡東郷町の全域	東郷町では、公立保育所8施設のうち6施設が昭和46年から昭和54年までの建設であるため施設が古く、調理施設の老朽化と増加する保育需要により園内調理の実施が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の学校給食センターで調理し搬入する方式を実施することにより、発達段階に応じた栄養のバランスのとれた給食の提供や、地域の食材を取り入れた取組みを実施する。また、調理業務の効率的な運用とともに安心安全で充実したメニューを提供することにより、保育所から中学校まで一貫した食育の実施を可能にする。また、東郷町で生産された食材を積極的に使用するなど、地産地消に取り組むことにより農業振興にもつなげる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
46	愛知県	長久手市	長久手市よく遊び自然に親しむ給食特区	長久手市の全域	区画整理事業の進展に伴い、若い共働き世代が流入していることから、保育所で受け入れるべき幼児・児童の数が増加しており、併せて、食環境における子育て世代の支援も保育所に求められている。しかし、限られた財源の中で、総合的かつ自足的な保育サービスを提供していかなければならない。 そこで、給食センターから保育所への給食外部搬入を導入することにより、効率的かつ安全な給食の提供ができ、ひいては保育サービスの充実、子どもの食育にもつながる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
47	愛知県	蟹江町	かにえ活き生き給食特区	愛知県海部郡蟹江町の全域	蟹江町では、現在6か所の公立保育所があるが、建築年が古く、調理室設備が老朽化しており、園内調理では増加する保育需要への対応が困難な状況にある。 このため、公立保育所の給食を町内の給食センターからの外部搬入方式により行うことで、経費節減につながり、より質の高い食育を推進することが可能となる。また、乳児と幼児を分け、2つの給食センターで調理することで、児童の発達段階及びアレルギー等への対応も柔軟にできる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定

48	愛知県	阿久比町	子どもが健康で輝きながら育つ給食特区	愛知県知多郡阿久比町の全域	阿久比町では、幼・保・小中一貫教育プロジェクトに基づき、一貫した「食育」の指導推進を図っているが、自園調理方法による給食では地元農産物の利用が難しい状況にある。このため、保育所の給食を学校給食センターから供給し、町立保育所の運営の合理化と、子どもたちの給食や地場産物への一層の理解を深めることを目的に、本町をはじめ、近隣市町の特産物や郷土料理を紹介提供する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
49	愛知県	豊根村	心ワクワク給食特区	愛知県北設楽郡豊根村の全域	豊根村は、少子高齢化が進む小規模の山間部の村である。多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育等に取り組んでいるが、調理室設備の老朽化が進み、財政難であることから改修することも出来ず、保育所内での調理は困難な状況にある。 本特例措置を活用し、保育所の給食を村内の学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図り、節減した経費をもとに充実した保育を実施する。また、バランスの取れた献立と安全で質の高い給食を提供することにより、幼児期から小中学校まで、一貫した食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
50	三重県	亀山市	亀山市あんしんあんぜん給食特区	亀山市の一部(関町及び加太地区)	亀山市の山間部では過疎化で園児が減少し、また、園内調理施設も老朽化しているため、公立保育所において市内給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の保育所の経営合理化を図る。 これにより節減された経費によって児童福祉の充実を資するとともに、幼児期から小・中学校まで一貫した食育の推進を図っていく。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日 認定
51	三重県	志摩市	志摩市なごやか給食特区	志摩市の全域	本市では、少子化による保育所・幼稚園の児童数減少と施設の老朽化が問題となっている。市全体としての効率的な運営と、現在の子育て事情にあった保育所・幼稚園のあり方を検討し「保育所・幼稚園等再編計画」を策定し、計画に基づき再編を進めてきた。保育所給食を給食センターからの外部搬入方式にすることで経費を削減できるとともに、幼保一体化計画の推進を図ることができる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定
53	三重県	木曽岬町	木曽岬すくすく給食特区	三重県桑名郡木曽岬町の全域	町内の保育園児、幼稚園児が同一の給食を食することにより、共通の話題が生まれるなど、楽しく食べる体験を通じ、食への関心を育み食を営む力の基礎を培う食育の充実を図る。幼児の数が減少するなかで、保育園と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくく、特に幼児期の人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちにとって集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切と考え、豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とすることを目的とする。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日 認定
54	滋賀県	栗東市	安全で安心、おいしい栗東市給食特区	栗東市の全域	栗東市においては、人口の増加、核家族化の進行、保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出等のため、特に3歳未満児における保育ニーズが増大している。一方で、栗東市内の公立保育所のうち3園は昭和40～50年代に建設されたため、調理室の面積が小さいことに加え、厨房設備等が老朽化している。そこで、平成30年9月に学校給食共同調理場が移転・新築されることに伴い、公立保育所3園へ給食を外部搬入し、各園内の調理施設の負担を軽減するとともに、地産地消の献立のもと安全でおいしい給食の提供を図る。併せて、多様化する保育ニーズに対応したサービスの充実を図る。なお、年々増加する食物アレルギー代替食や離乳食、おやつ等については、各園内の調理施設において個別対応を行う体制を十分に確保し、より安全な給食提供を行う。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第45回 平成30年8月8日 認定

55	滋賀県	甲賀市	甲賀市給食外部搬入特区	甲賀市の全域	甲賀市では、核家族化、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、特に3歳未満児の保育ニーズが増大している。整備時当初は3歳以上児を対象に建設された保育園について、待機児童対策として3歳未満児の受入れのためには施設改修や設備更新に多額の費用がかかることから、近隣の保育園で一括して調理を行い、各保育園への搬入を実施することにより、調理員配置、材料購入等の合理化を図る。併せて、保育サービス、子育て支援施策の充実、食材の一括購入を通して地元産の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進、地域の活性化を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第46回 平成30年12月20日認定
56	滋賀県	高島市	高島市マキノ町地域給食外部搬入特区	高島市の区域の一部(旧マキノ町)(詳細は内閣府において閲覧に供する。)	高島市ではマキノ西保育園の老朽化に伴い、3歳未満児の給食についてマキノ学校給食センターからマキノ西保育園およびマキノ東保育園へ、また3歳未満児のアレルギー給食についても、マキノ東保育園にて一括調理しマキノ西保育園に外部搬入方式を導入することにより給食調理業務の効率化を進め、節減された保育所運営経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることができる。給食により共通の食事をとることにより食事のマナーや正しい食習慣などの食育を推進する。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
57	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
58	大阪府	熊取町	健やかくまっこ給食特区	大阪府泉南郡熊取町の全域	熊取町では、核家族化の進行により、家族や地域の結びつきが希薄になり、家庭における子育てへの負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。公立保育所における給食の外部搬入は、衛生面や安全面、食育等に十分配慮しながら経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスだけでなく、子どもの健やかな成長のための施策に活用する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
59	大阪府	岬町	岬町笑顔満開給食特区	大阪府泉南郡岬町の全域	岬町では、厳しい財政状況が続く中、少子高齢化や保護者の働き方の多様化などにより、保育サービスの向上や子育て支援施策の充実が課題となっている。本特区計画により、保育所の効率的な運営と経費削減が図られ、その財源を子どもの健やかな成長のための施策に活用できる。また、アレルギー対応など安全、安心な給食を提供できるとともに、地元の食材を活用することにより、地産地消を促進する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第25回 平成23年3月25日認定
61	兵庫県	福崎町	福崎町健康づくり給食特区	兵庫県神崎郡福崎町の全域	福崎町には公立保育所が4か所あるが、施設のお大半が老朽化しており、自園調理を実施していくには維持管理や人件費、食材の確保など、効率的な運営が困難な状況にある。そこで、給食外部搬入方式の導入により一体的運営で節減された経費を保護者のニーズに応じた子育て支援施策の財源とし、保育サービスの充実に努める。また、発育、発達段階に応じた栄養管理を行うとともに、乳幼児期から一貫した食育の推進を図り、子どもの健康づくりの一助とする。さらに、地元産食材の供給に取り組み、新鮮でより安全安心な給食を提供する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第22回 平成22年3月23日認定

62	和歌山県	紀美野町	きみのっ子元気で楽しい給食特区	和歌山県海草郡紀美野町の区域の一部(長谷毛原地区、小川地区)	紀美野町は、少子化に伴う人口減の対策が緊急かつ重要な課題である。このため、「子どもは宝」のスローガンを掲げ、センター型の地域子育て支援、乳幼児医療の助成拡大等の施策を推進している。この一環として、少子化の進行が著しい小規模の2箇所の保育所の地域で、保育所の近くの小学校から給食を搬入する。これにより、食育をテーマに地域全体で子育てを支援する体制を整備し、他の保育サービスを充実させ、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定
63	和歌山県	高野町	「食育」の推進をめざす一貫給食特区	和歌山県伊都郡高野町の全域	高野町は、少子高齢化が進んだ人口4千人余りの小さな町で、高野山を中心とした宗教の聖地でもある。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は今回、特区を活用し公立保育所に共同調理場から給食を外部搬入し、保育所運営の合理化を図るとともに、保育所、小、中学校の統一献立による「一貫給食」を実施するとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、地元産食材の購入による地産地消をすすめる。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第14回 平成19年7月4日認定
64	和歌山県	広川町	広川 元気っこ・のびのび給食特区	和歌山県有田郡広川町の全域	広川町は少子高齢化が進む小規模の町であるが、多様化する保育ニーズへの対応、保育サービスの充実のために、特区を活用し、公立保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することで、保育所運営の合理化を図る。これにより、今後保育所・幼稚園を中心とした、延長保育・一時保育などの様々な子育てサービスの実施につなげていく。また、学校給食共同調理場において町内の生徒・児童・幼児の給食を集中的に調理・管理することは、給食内容の充実と地域全体の「食育」の推進に効果的であり、保健分野と連携し、幼児期からの栄養指導等を進め、町内全体の児童福祉の向上を目指す。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入容認	第9回 平成17年11月22日認定
65	和歌山県	すさみ町	心豊かな子どもを育む給食特区	和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域	すさみ町は少子高齢化が進んだ人口5千人余りの小さな町である。保育所にかけられる期待は大きく、子ども達には「知育」「徳育」「体育」の3本柱が求められているが、これらを支える基礎として「食育」の大切さが提唱されている。本町は2園の公立保育所における給食を他の1園から外部搬入することで保育所運営の合理化を図るとともに、一貫した「食育」の指導を行う。また、過疎化が進み、地元で給食食材の調達に非常に困難になり、町外から給食食材を調達している現状にあるが、今後は一元購入を促進してコスト削減を目指し、地元産食材の購入による地産地消を進める。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
66	岡山県	高梁市	みんなワクワク給食特区	高梁市の全域	平成20年3月31日「公立保育所における給食の外部搬入の容認事業」の認定を受けたことにより、平成21年度から川上保育園の3歳以上の給食を隣接する川上学校給食センターから外部搬入していますが、川上給食センターでは保育所専用の調理ルート設けるなど厳重な配慮により、保育所の児童や保護者から高い評価を得ています。今回、3歳未満の児童の給食も外部搬入することにより、より効率的に充実した給食の提供、一貫した食育の推進を目指しています。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回 平成20年3月31日認定
67	岡山県	真庭市	食べることを楽しむ子どもの給食特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食材の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配送を受けているが、少量なこともあり、食材の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定こども園で調理したものを配送することにより、食材確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第53回 令和3年3月26日認定

68	広島県	呉市	すくすく・のびのび給食特区	呉市の区域の一部(蒲刈町の全域)	当該区域では少子高齢化が進み就学前児童数が年々減少しており、給食の外部搬入方式を導入し保育所運営の合理化を図ると共に、食育をテーマに地域全体で子育てを支援していく体制を整備する。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第8回 平成17年7月19日 認定
69	広島県	東広島市	東広島市すくすく・すこやか給食特区	東広島市の一部(八本松町、福富町、豊栄町、河内町)	公立保育所運営の合理化を進め、拡大する保育需要と保育ニーズの多様化に対応するとともに、保育所と学校給食センター、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努めるほか、給食に地元食材を活用する事で、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消を促進するために、学校給食センターからの保育所給食外部搬入方式を導入するもの。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
70	広島県	江田島市	江田島市にこにこ給食特区	江田島市の全域	江田島市は、広島湾に浮かぶ島嶼部のまちである。過疎化、高齢化、少子化により児童数が年々減少している。 公立保育施設の給食提供において、保育施設専用の給食センターからの外部搬入方式を実施することで、保育施設の運営の合理化を図る。 また、全施設で統一したメニューの提供と地産地消による安心安全な給食を提供することで、食育教育の推進を図り、児童の健やかな成長が一層促進される。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日 認定
71	広島県	安芸太田町	安芸太田町いきいきふれあい給食特区	広島県山県郡安芸太田町の全域	安芸太田町は広島県の北西部に位置する過疎・高齢化、そして少子化が進む町である。就学前児童の保育所、幼稚園における望ましい集団の育ちを保障するため、施設の適正配置を進めていくこととしている。保育所の給食を学校給食共同調理場から外部搬入することにより、合理的な運営が可能となり、地元の食材の活用などにより豊かな給食の提供ができるようになると共に、保育所から中学校まで一貫した食育を行うことが可能になる。また、節減された経費を多様で高まる保育サービスに振り向ける。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第16回 平成20年3月31日 認定
72	徳島県	小松島市	小松島市保育所給食特区	小松島市の全域	少子化の影響により児童数が約10人となっている保育所がある。現在、給食の自園調理をおこなっているが、少量の食材の調達が困難な状況である。また市内全体で調理員不足の状態である。令和3年度も少人数での保育運営となる場合は近隣の公立保育所等から給食の外部搬入を行い、食材の安定的な供給の確保、調理員の負担軽減及び経費の節減を図り、少人数保育所であっても食材に制限されることなく、発達段階に応じたバランスのとれた給食を提供したい。なお、自園調理が可能であれば認定申請を取り下げる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日 認定
73	徳島県	阿南市	阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区	阿南市の区域の一部(羽ノ浦地区)	阿南市は、平成18年3月に旧阿南市、旧那賀川町、旧羽ノ浦町と合併した。 羽ノ浦地区は、高度成長期後半から宅地開発が進み、人口が急激に増加した。現在、この地区には、市立保育所が2箇所ある。人口増に対応するため昭和46年に羽ノ浦さくら保育所を新設した際に比較的大きな調理室を設置している。各保育所とも老朽化も進んでおり、移築・建替え等を計画的に行う必要がある。羽ノ浦さくら保育所から羽ノ浦くるみ保育所への給食外部搬入の実施によって経費の節減を図り、子育て支援や保育サービスの充実、施設整備の早期完了を目指す。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第27回 平成23年11月29日 認定

74	徳島県	那賀町	那賀町木頭地区保育園給食外部搬入特区	徳島県那賀郡那賀町の区域の一部(木頭地区及び平谷地区)	那賀町は平成17年3月に旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町、旧木頭村、旧木沢村と合併した。那賀町は少子高齢化が急速に進み、特に山間部については子どもの減少が著しい。搬入先である木頭地区、搬入元である平谷地区ともに地区内に1カ所ずつ町立保育園があるが園児数は減少している。外部搬入を実施することによって維持管理費の節減や調理員の合理的な配置をし、保育園の効率的な運営を行うことによって子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第30回 平成25年3月29日 認定
75	徳島県	美波町	美波町公立保育園給食外部搬入特区	徳島県海部郡美波町の全域	美波町は平成18年3月に旧由岐町と旧日和佐町が合併した。美波町は少子高齢化が急速に進み、子どもの減少が著しい。由岐保育園、木岐保育園の2園分の給食を由岐保育園において一括して調理を行い、木岐保育園への外部搬入を実施する。また、日和佐保育園、赤松保育園の2園分の給食を日和佐保育園において一括して調理を行い、赤松保育園への外部搬入を実施する。いずれも町立保育園であるが、園児数は減少している。外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行い子育て支援や保育サービスの充実につながる。	920	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第33回 平成26年3月28日 認定
76	香川県	宇多津町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	宇多津町は、行政面積8.10平方キロ、人口18,952人(平成27年国調)と非常にコンパクトな行政運営を行っています。今回その特徴を活かして、学校給食センター(平成19年度から20年間PFI方式により運営予定)から公立保育所へ給食の外部搬入を実施するものです。児童の発達段階に応じた栄養面でバランスのとれた献立を作成するとともに、安全で質の高い給食を提供することが可能となります。また、調理業務の効率的運用が可能となるとともに、地元食材の調達割合を高めることやアレルギー対応食の提供が容易となります。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第12回 平成18年11月16日 認定
77	福岡県	粕屋町	みんなでつくろう、かすや給食特区	福岡県糟屋郡粕屋町の全域	粕屋町において、4保育所で行っている調理業務のうち給食業務を町立仲原保育所併設の保育所給食センターからの外部搬入を実施する。専任の栄養士を1人配置して、年齢別・発達段階に応じた給食を提供するとともに、町立保育所に同一の給食を提供することで統一した食育の推進を図り、乳幼児期から一貫した食育を推進することで小学校・中学校での食育教育の基礎をつくる。また、保育所給食センターを地域の食育推進の拠点として、地域への食育に関する情報の発信・提供に努め、食生活に関する相談・支援を行い、町内の就学前児童全体への食育の推進を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日 認定
78	宮崎県	綾町	綾町すこやか食育給食特区	宮崎県東諸県郡綾町の全域	綾町では公立保育所を3箇所運営しているが、厳しい財政状況の中で、それぞれの保育所で調理業務を行うことは非効率的である。このため、限られた財源を効率的に使いつづ、保育サービスの更なる向上を図るため、給食の外部搬入を実施する。具体的な運営方法として、調理は1箇所の保育所で行い、残りの2箇所の保育所に配送する方式とする。給食の集中的な調理・管理により内容の充実を図り、「食育」を更に推進する。また本町で生産される有機野菜等をできる限り取り入れ「地産地消」を図る。	920(一部)	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	第13回 平成19年3月30日 認定

特例措置番号939の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 1
- ② 関係府省庁説明資料 5
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】 8
- ④ 評価調査委員会の調査票案【審議事項】 2 3
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 3 3
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 3 4
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 3 7

構造改革特別区域評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会資料

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）

令和3年10月28日（木）

内閣府地方創生推進事務局

特例措置の評価・調査経緯

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）

<これまで>

障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項

<取り巻く環境の変化>

障害児通所施設（児童発達支援センター）において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

障害児通所施設（児童発達支援センター）の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること。
- 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。
- 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること。
- 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。

認定計画数：20件（累計）
19件（令和3年3月末現在）



◎実際の取組事例

～元気いっぱい障害児給食特区～（平成24年3月認定）

実施主体：千葉県

児童発達支援センターにおける児童の給食について、各種調理機材が完備され、栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や人件費の節減、調理業務効率の向上、給食経費の節減が期待される。

これにより、多くの事業主体による児童発達支援センター設置への参入、児童発達支援センターの安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を促進することができる。

また、千葉県産品を利用した地産地消（千産千消）を進めることで、地場産品の消費の拡大が促進されること、健全な食生活を実践することで、児童が食を通じた郷土意識を育むことが見込まれる。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年 下半期 (H25.3.6)	その他 (平成28年度 に評価を行う)	<u>関係府省庁の調査</u>によれば、給食の外部搬入により<u>一部施設において障害児には不向きな調理となったとの意見が確認されたが、事業を実施している施設数が少ないため、今回の調査結果のみをもって弊害の有無を結論づけることは困難である</u>とのことであった。すなわち、全国展開により外部搬入を行う施設が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、障害児に対する給食の安全性を確保するため慎重な対応が必要であるとのことであった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により<u>施設の運用費用が削減できていること、児童・保護者の満足感が向上していること等の効果が確認された</u>。また、食事提供に当たり配慮が必要な児童は年齢や障害の種類・程度が異なっていたが、外部搬入実施前から食事介助や刻み等の個別対応を行っていたことなどから、<u>外部搬入実施後も個別対応を取ることができており、全児童について特段の問題は生じていないことが確認された</u>。 以上より、<u>全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある</u>。そのため、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、<u>地方公共団体等に対し周知や情報提供に努めることとし</u>、評価・調査委員会は、その結果により、改めて評価を行う。評価時期については、事例の蓄積には一定期間必要であり、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価時期も踏まえ、平成28年度とする。	本特例措置の評価に当たっては十分な事例の蓄積が必要であることから、内閣官房及び関係府省庁は、本特例措置について、地方公共団体等に対し周知や情報提供に努める。評価・調査委員会は、その結果を踏まえ、<u>平成28年度に改めて評価を行う</u>。

特例措置の評価・調査経緯

<平成29年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年 (H30.4.24)	その他 (特例措置920 の評価結果を 踏まえ評価を 行う)	<u>関係府省庁</u>の調査によれば、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において<u>憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのこと</u>であった。このため、<u>多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのこと</u>であった。 <u>評価・調査委員会</u>による調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、<u>食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応</u>を行っていることが確認された。 このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、 「関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	関係府省庁は、<u>児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、<u>2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価も踏まえ、改めて評価を行う。

児童発達支援センターについて

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

児童発達支援

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 ・保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

児童発達支援センターとそれ以外の事業所の定員規模

児童発達支援センター		それ以外の事業所																									
<table><tr><th>報酬区分 (障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)</th><th>請求事業所数</th></tr><tr><td>定員30人以下</td><td>503</td></tr><tr><td>定員31人以上40人以下</td><td>109</td></tr><tr><td>定員41人以上50人以下</td><td>56</td></tr><tr><td>定員51人以上60人以下</td><td>10</td></tr><tr><td>定員61人以上70人以下</td><td>6</td></tr><tr><td>定員71人以上80人以下</td><td>15</td></tr><tr><td>定員81人以上</td><td>10</td></tr></table>		報酬区分 (障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)	請求事業所数	定員30人以下	503	定員31人以上40人以下	109	定員41人以上50人以下	56	定員51人以上60人以下	10	定員61人以上70人以下	6	定員71人以上80人以下	15	定員81人以上	10	<table><tr><th>報酬区分 (障害児(重症心身障害児を除く)の場合)</th><th>請求事業所数</th></tr><tr><td>定員10人以下</td><td>7, 099</td></tr><tr><td>定員11人以上20人以下</td><td>326</td></tr><tr><td>定員21人以上</td><td>83</td></tr></table>		報酬区分 (障害児(重症心身障害児を除く)の場合)	請求事業所数	定員10人以下	7, 099	定員11人以上20人以下	326	定員21人以上	83
報酬区分 (障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合)	請求事業所数																										
定員30人以下	503																										
定員31人以上40人以下	109																										
定員41人以上50人以下	56																										
定員51人以上60人以下	10																										
定員61人以上70人以下	6																										
定員71人以上80人以下	15																										
定員81人以上	10																										
報酬区分 (障害児(重症心身障害児を除く)の場合)	請求事業所数																										
定員10人以下	7, 099																										
定員11人以上20人以下	326																										
定員21人以上	83																										

※ 国保連データ(令和3年3月提供分)より。

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	厚生労働省
2. 特例措置番号	939
3. 特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うにあたり、安全性の確保や障害児の発達段階・それぞれの障害の特性等に応じた配慮がなされているかどうか等について、状況把握するもの。
②	調査方法	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター及び地方公共団体(都道府県、市町村)に対して、調査票を配布・回収し、その結果をとりまとめる。(別添アンケート)
③	調査対象	○ 構造改革特別区域の認定に係る児童発達支援センター、地方公共団体(都道府県、市区町村)及び事業者(搬入元)
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

①	所属	障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係
②	役職	係長
③	氏名	佐々木 俊哉
④	TEL	代表:03-5253-1111(内線:3037)
⑤	FAX	03-3591-8914
⑥	メールアドレス	sasaki-shunya@mhlw.go.jp

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などとの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

Ⅱ 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各児童発達支援センターにおける利用児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
2. 一部の年齢において実施
具体的に記入（
3. その他
具体的に記入（

2 各児童発達支援センターに給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 事業者はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の児童発達支援センター
 4. その他
- 具体的に記入（

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 各児童発達支援センターに配置されている
3. 上記(1)の事業者配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 学校給食での実績
2. 病院給食等での実績
3. 企業規模又は事業者の経営状況
4. 各児童発達支援センターとの距離の近接状況
5. 市町村との契約の際の料金
6. 調理設備
7. 外部搬入の実施体制の充実度
8. 栄養士の有無
9. 食材の購入に係る契約締結内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容

11. その他

具体的に記入（ ）

(4) 事業者は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 事業者に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 事業者とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(7) において、「1 取り交わした」と答えた都道府県、市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
2. アレルギー児への対応の義務づけ
3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
4. 食材に関する内容
5. 食育の推進
6. 給食の提供回数
7. 外部搬入の対象とする年齢
8. 給食内容等に関する施設・事業者で構成する会議の開催
協議内容を明示している場合は具体的に記入（ ）
9. その他
具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
 - a. 施設が決定
 - b. 事業者が決定
 - c. 事業者と施設が相談して決定
 - d. その他
具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
 - a. 施設が決定
 - b. 事業者が決定
 - c. 事業者と施設が相談して決定
 - d. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。
具体的に記入（ ）

(2) 施設は、児童の栄養基準及び献立の作成基準等が事前に事業者に対し明示されていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

・ 誰が明示していますか

- a. 市町村障害児通所支援担当部局
- b. 施設
- c. その他

具体的に記入（ ）

・ 何を明示していますか（複数回答可）

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

・ 明示していない理由は何ですか

- a. 事業者の栄養士が作成することとしているため
- b. 事業者の中で栄養士以外の職員が作成することとしているため
- c. 明示することはそもそも考えていないため
- d. その他

具体的に記入（ ）

(3) (2)において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 確認を行っている
- 2. 確認を行っていない

(4) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・ 事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

- a. 栄養基準
- b. 献立の作成基準
- c. 食材の購入基準
- d. 年齢に応じた調理加工基準
- e. アレルギー児への対応
- f. 体調不良児への対応

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

- g. その他
具体的に記入（ ）
2. 事前に確認していないが、事後に確認している
 3. 確認していない

(5) (2)において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(4)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認を行った
2. 事前に確認を行っていない

(6) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している
 - ・ 誰が会議に参加していますか。aからkのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 市町村障害児通所支援担当部局
 - b. 施設の長
 - c. 施設の児童発達支援管理責任者
 - d. 施設の直接処遇職員
 - e. 施設の栄養士
 - f. 施設の調理員
 - g. 事業者の長
 - h. 事業者の栄養士
 - i. 事業者の調理員
 - j. 事業者のその他の職員
 - k. その他
 具体的に記入（ ）
2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した
具体的に記入（ ）
2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで外部搬入に起因する食中毒等の事故が起こりましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの事故は発生していない

5 児童発達支援センターにおける給食の配膳方法等

(1) 延長支援等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している
4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

(1) 事業者は、当該児童発達支援センターのほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の児童発達支援センター（医療型を含む）
2. 1. 以外の障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス）
3. 幼稚園
4. 小学校
5. 中学校
6. 高校
7. 上記(1)、(2)以外の児童福祉施設
8. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
9. 病院
10. その他
具体的に記入（ ）

(2) 外部搬入する前（平成24年度以前の旧法体系施設として実施していた給食の実施内容を含みます。以下同じ。）の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしていた
 - a. 給食の量を調整していた
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整していた
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整していた
 - d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いていた
 - e. その他
具体的に記入（ ）

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていなかった

(3) (2)の対応を行っていた者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員
2. 対象児童の担当保育士
3. その他の児童指導員
4. その他の保育士
5. 施設の栄養士
6. 施設の調理員
7. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。
具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入後の給食について、施設において、個々の利用児童の発達段階や障害の特性等に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の利用児童の発達段階に応じた対応をしている
 - a. 給食の量を調整している
 - b. 食材の種類（繊維の多い食材等）や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
 - c. 味を薄くするなど味付けを調整している
 - d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
 - e. その他

具体的に記入（ ）

2. 個々の児童の発達段階に応じた対応をしていない

(5) (4) の対応を行っている者は誰ですか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 対象児童の担当児童指導員
2. 対象児童の担当保育士
3. その他の児童指導員
4. その他の保育士
5. 施設の栄養士
6. 施設の調理員
7. その他

具体的に記入（ ）

(6) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで発達状況や障害の特性等に応じた適切な食事の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

7 食物アレルギー児への対応

(1) このアンケート記入日時点で登録されている児童のうち、アレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。外部搬入する前、食物アレルギー児の把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 利用開始前後に施設においてアセスメントを実施
2. 利用開始前後に保護者に確認（利用申込書への記載を求める、利用開始時の面談の際に質問 等）
3. 保護者からの自己申告に委ねる
4. その他

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施する前、把握していた食物アレルギー児については、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入の実施後、食物アレルギー児の把握はどのように行っていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（2））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(5) 外部搬入の実施後、食物アレルギー児についてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（3））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(6) 外部搬入実施後の状況に対応した食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、外搬事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(7) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで食物アレルギー児に対する給食の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。【施設】

1. 何らかの問題が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

(8) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（2019年改訂版）における生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
 - ・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他（ ）

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたりの体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 外部搬入を実施する前、体調不良児の把握はどのように行っていましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は療育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入（ ）

(3) 外部搬入を実施する前、把握していた体調不良児については、どのような食事方法をとっていましたか。【施設】

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分にだけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える等）
3. 特別な対応はしなかった
4. 原則帰宅させていた
5. その他

具体的に記入（ ）

(4) 外部搬入の実施後、体調不良児の把握はどのように行っていますか【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（2））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(5) 外部搬入の実施後、体調不良児についてはどのような食事方法をとっていますか。【施設】

1. 外部搬入実施前（上記（3））と同じ
2. 外部搬入実施前から変更した

具体的に記入（ ）

(6) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル（体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(7) 外部搬入の実施期間中（平成29年2月以降）において、各児童発達支援センターで体調不良児に対する給食の提供を行うにあたって、外部搬入に起因した問題が起きましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。

1. 何らかの問題が発生した
具体的に記入（ ）
2. 何らかの問題は発生していない

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

9 食育への取組み

- (1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 7. 保護者対象とした学習会等を企画
- (2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】
1. 野菜作りを行うなど食材に目を向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施（例：野菜などの栽培や収穫を行う、旬ものや季節感のある食材や料理を食べるなど）
 2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施（例：給食センターの見学等）
 3. 食材を洗うなど調理体験を行う機会等を設定
 4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
 5. 食育計画を保護者に配布している
 6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
 7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
 8. 児童発達支援センターと事業者で構成する定期的な連絡会で利用児童の食育について検討
 9. 保護者対象とした学習会等を企画
- (3) (1)で行っていた取組であって、(2)で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】
1. 自園調理を行わなくなったため
 2. コストを削減するため
 3. その他
- 具体的に記入（ ）

10 事後確認と改善に向けた取組み

- (1) 施設や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を事業者に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】
1. 行っている
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
- (2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】
1. 行っている
 2. 行っていない

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施している

・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 保護者からの聞き取り調査
- b. 児童からの聞き取り調査
- c. 日々の観察
- d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施している

・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
- b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
- c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
- d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
- e. 定期的に、巡回して観察し記録
- f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
- g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている（器具の消毒等につき点検表で確認など）

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。

- a. 器具の消毒等につき点検表で確認
- b. 食材検収表の記録
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供について、1. 及び2. についてお答えください。【施設】

1. 外部搬入実施後新たに実施したもののすべてに○をしてください。

- a. 給食の展示
- b. 給食だより等の発行
- c. 給食の試食会の実施
- d. その他

具体的に記入（ ）

e. 特になし

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- 1. 講じている
- 2. 講じていない

(8) (7) において「1. 講じている」と答えた施設のみお答えください。外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている

・行っている場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
- b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行っていない

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある

・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
- b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. ない

(10) (9) において「2. ない」と答えた施設のみお答えください。給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みがないことで何か問題が起きましたか。あてはまるものに1つに○をしてください。

1. 問題が起った

具体的に記入（ ）

2. 問題が起っていない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

1. 変化があった

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
- b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
- c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
- d. 療育内容が豊かになった
- e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
- f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
- g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
- h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
- i. 療育内容が乏しくなった
- j. その他

具体的に記入（ ）

2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

1. 行われた

・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 施設内調理の時よりも、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた適切なメニューとなった
- b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
- c. その他

具体的に記入（ ）

2. 行われなかった

・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。

- a. 小学校の給食の量を減らしただけのような食事となった（障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に対応した食事ではなく、量を変化させただけの画一的な食事となった）
- b. 障害児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
- c. 延長支援等を行う場合の対応が以前より困難になった
- d. その他

具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】

- a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
- b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
- c. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
- d. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
- e. その他

具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査表

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

- (1) 体調不良児に対する給食に関し、どのような対応をしていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【直接処遇職員】
- a. その日の献立内容に応じて、当該児童だけ別に調理(柔らかくしたりすることを含む。)を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。(消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等)
 - c. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - d. その他
- 具体的に記入 ()

Ⅳ 総合評価

1 経営の効率化

- (1) 給食の外部搬入は、各児童発達支援センターのコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【都道府県、市町村】

- 1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。(コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入 ()
- 2. つながらなかった
- 具体的に記入 ()

2 外部搬入の総合評価

- (1) 各児童発達支援センターにおいて、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】
- a. 体調不良児、アレルギー児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 各児童発達支援センターと小学校・中学校などと一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. 体調不良児、アレルギー児への対応が困難になった
 - h. メニューが画一化した
 - i. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - j. 量が少ない又は多い
 - k. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - l. 配膳などの時間が自由でなくなった
 - m. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - n. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - o. その他
- 具体的に記入 ()
- p. 特になし

各質問項目については、【】内のご担当者が回答してください。

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【都道府県、市町村、施設、直接処遇職員】

- a. 障害児支援に造詣が深い栄養士の配置
b. 障害児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
d. 体調不良児への対応のマニュアル化
e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置
g. 障害児の「食」の重要性を十分に考慮できているか
h. その他
- 具体的に記入（ ）

調査計画案の概要

特例措置の番号	939
特例措置の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
過去の評価時期	H25、H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成29年度の評価においては、

- 評価・調査委員会の調査では、外部搬入により施設運営費用の削減、療育サービスの拡大等の効果が発現しているとともに、発達段階や障害特性、アレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 関係府省庁の調査では、事業を実施する施設が少ない中で給食の安全確保において憂慮すべき事案が発生するとともに、アレルギー児や体調不良児への対応が不十分であることや、二次調理の必要性等の課題があるとのことであった。このため、多様な対応が必要となる障害児に対する給食の安全性を確保するためには慎重な対応が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 外部搬入としたことで、福祉施設単体や地域福祉全体にどのような効果が発現しているかを確認する。
- 障害の種類や重度によっては個別対応が必ず必要な場合が生じるが、どのような対応や工夫がなされているかを確認する。
- 外部搬入事業者の種類によって発生する効果や弊害リスクに違いが見られるかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、児童発達支援センターに対して調査する項目を追加。 等

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	9 3 9
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能にする。

Q16～Q22については施設の所長から、Q23は施設の児童指導員又は保育士（できるだけ全員となるようご配慮ください）から、Q24は児童の保護者（各施設、3歳未満児の子供を持つ保護者5人以上となるようご配慮ください）からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

Q 9 <地方公共団体への質問>

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴地方公共団体としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

(例) マニュアルやガイドラインの作成、施設の指導監督、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄 9

Q10 ＜地方公共団体への質問＞

平成２９年７月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。貴地方公共団体の対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他 ()

⇒ 回答欄 10

Q10-2 <地方公共団体への質問>

※ Q10で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 10-2

Q 1 0 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 0 で 2 を選択した地方公共団体のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0 - 3

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 3 1 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他 ()

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 1 - 2 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 1 - 2

Q 1 1 - 3 <地方公共団体への質問>

※ Q 1 1 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1 - 3

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

※ 同一の自治体内に、構造改革特別区の特例措置（措置番号 9 2 0）により 3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所が存在している自治体のみお答え下さい。

3 歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立保育所と比較して、特に児童発達支援センターにおける外部搬入について効果があがった点又は課題となった点がありますか。効果又は課題があれば具体的にご記入ください。また、もし課題が発生した場合、どのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）施設運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、児童・保護者の声、職員の士気 等

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

外部搬入元の事業者は児童発達支援センター以外の他施設に、給食を提供していますか。している場合、搬入先をご記入ください。

（例）公立小学校、私立保育所 等

また、その場合、他施設と比較して児童発達支援センターに搬入する際のみ起こる問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 - 1 <地方公共団体への質問>

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 1

Q 1 4 - 2 <地方公共団体への質問>

本特定事業の認定以降、サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）を図る取組を行っていれば、当該取組に係る予算額等のコストも含め具体的に記入ください。特に、雇用の増加を伴う場合は、増加人数についても記入ください。また、当該取組と、Q 1 1 - 1 で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的に記入ください。

⇒ 回答欄 1 4 - 2

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたでしょうか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 6 <施設の所長への質問>

給食の外部搬入を行っている施設ごとに、以下を回答ください。

- ・登録児童数
- ・1日の通所児童数
- ・職員数
- ・登録児童の障害等の種類・年齢ごとの人数
- ・職員の資格別人数
- ・外部搬入事業者の種
- ・給食を提供している児童数、うち給食提供において配慮が必要な児童数
- ・給食提供に行っている配慮の児童ごとの具体的内容
- ・給食を提供しない児童がいる場合、その理由

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <施設の所長への質問>

平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、「設置者・管理者は、食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えることが必要である。」とされています。対応状況について次の選択肢から選んでください。

1. 対応している。
2. 対応してはいない
3. その他 ()

⇒ 回答欄 17

Q 17-2 <施設の所長への質問>

※ Q17で1を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインを踏まえ、どのような対応をとっているか具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 17-2

Q 17-3 <施設の所長への質問>

※ Q 1 7 で 1 を選択した施設のみお答えください。

当該ガイドラインでは、当該取組も含め、事業所において自己評価することとしています。また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、当該自己評価結果を公表することが義務付けられています。自己評価の実施及び公表の状況について次の選択肢から選んでください。

1. 自己評価を実施し、公表もしている。
2. 自己評価を実施しているが、公表はしていない。
3. 自己評価を実施していない。
4. その他（ ）

⇒ 回答欄 17-3

Q17-4 <施設の所長への質問>

※ Q 1 7で2又は3、Q 1 7－3で2～4を選択した施設のみお答えください。

対応していない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 17-4

Q 1 8 <施設の所長への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 18

Q 18-2 ＜施設の所長への質問＞

※ Q 18で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 18-2

Q 18-3 ＜施設の所長への質問＞

※ Q 18で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 18-3

Q 19 ＜施設の所長への質問＞

本特例措置による給食の外部搬入方式については、障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、体調不良等への配慮、食育を図ること等が求められています。

貴施設としては、これらを実現するため、どのような取組を行っていますか。具体的な取組内容を記入ください。

（例）マニュアルやガイドラインの作成、職員の研修、外部搬入事業者への指示 等

⇒ 回答欄 19

Q 20 ＜施設の所長への質問＞

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。また、貴施設にとってどのようなメリット・効果がありましたか（受入児童の増加、児童指導員又は保育士の増加等）。具体的にご記入ください。

また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 20

Q 21 ＜施設の所長への質問＞

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 21

Q 2 2 <施設の所長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <施設の児童指導員又は保育士への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <児童の保護者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか（給食サービス以外の点も含む）。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

9 3 9 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」とは、例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「調理機能を有する設備」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

②「調理業務の受託者との契約内容が確保されていること」

この調理業務の受託については、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

③「必要な栄養素量の給与等」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

④「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

⑤「食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること」

食育に関する計画については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の趣旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等

- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区	多賀城市	平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
2	千葉県	千葉県	元気いっぱいいちば障害児給食特区	千葉県の全域	児童福祉法の改正により、平成24年度から地域の療育拠点として新設される福祉型・医療型児童発達支援センターの設置推進は、センターへの移行が予定される障害児通所施設が現在24箇所にとどまっている本県の大きな課題となっている。 ついでに、給食の外部搬入による経費の節減という手法を活用して、多くの事業主体のセンター設置への参入や、障害児通所施設のセンター移行後の安定的な事業運営やサービス水準の維持向上を図るとともに、千葉県産品を利用した地産地消(千産千消)を進め、食を通じた郷土意識を育む。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定
3	東京都	北区	北区児童発達支援センター給食搬入特区	東京都北区の区域の全域	現在、児童発達支援事業を実施している北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園については児童発達支援センターに移行し、障害児の相談・療育の拡充を図る予定である。しかしながら自園調理を実施するには、人材確保や少量の食材購入によるコスト増など運営にかかる負担が大きいことから、給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
4	東京都	練馬区	練馬区立こども発達支援センター安心安全給食特区	東京都練馬区の全域	練馬区で開設する(仮称)こども発達支援センターは、児童発達支援センターとして、障害児の相談・療育を行う予定である。同センターでは一部の児童へ給食を提供するが、必要となる食数は10食前後である。そこで給食の民間事業者からの外部搬入により、コスト面の合理化を図り、もって療育面のサービス向上を図るものとしたい。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
5	東京都	江戸川区	児童発達支援センター給食搬入特区	東京都江戸川区の全域	江戸川区は、毎年約6,000人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期支援などの取組みにより、発達支援事業へのニーズが高まっており、それに応えるために新たに児童発達支援センターを設置する。 同センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。また、給食の外部搬入の枠組みを活用することで、将来的に既存の児童発達支援事業所を地域の中核的な支援の拠点として、児童発達支援センターに移行することを通じ、利用者に対して身近な場所で相談から療育までの一貫した支援を行うことを目指す。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第45回 平成30年8月8日認定

6	東京都	武蔵野市	武蔵野市児童発達支援センター給食搬入特区	武蔵野市の全域	武蔵野市では、平成21年に開館した「みどりのこども館」において、療育相談や児童発達支援を行うなど発達段階に応じた支援体制を構築している。しかし、近年は、発達に不安を抱える子どもの増加や療育の普及に伴い、療育相談や毎日型の児童発達支援のニーズが増加している。そのため、施設の一部を児童発達支援センターに移行し、機能を拡充することとしているが、児童発達支援センターに義務付けられている施設内調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースを最小化するとともに、相談室の拡充や毎日通園の定員の増員を図る。また、運営コストを合理化し、設備や人員配置等に費用をかけ、療育の質の向上や相談支援等の支援体制の更なる充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第46回 平成30年12月20日認定
7	東京都	日野市	日野市児童発達支援センター給食搬入特区	東京都日野市の全域	日野市では、平成26年にエール（日野市発達・教育支援センター）を開設し、福祉と教育が一体となって0～18歳までの発達に支援が必要な子どもたちへ相談等「切れ目のない支援」を実施している。しかし関係機関との連携により相談者は増加し、個別のニーズに合わせた支援を実現していくには児童発達支援センターへ機能の移行を図り、あわせて施設内に調理スペースを整備することが課題となってくる。 そこで本特例措置を活用し給食の外部搬入を活用することで、運営コストの省力化と専門員の配置に注力し、支援体制の強化と充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第49回 令和元年12月23日認定
8	東京都	西東京市	西東京市児童発達支援センター給食搬入特区	西東京市の全域	こどもの発達センターひいらぎは、西東京市における児童発達支援のセンター的な役割を果たしており、児童発達支援センター化することを目指している。しかし、そのためには、児童福祉法の規定による必要な基準において、施設内調理室での給食提供が課題となっている。よって、給食を外部搬入することにより、既存の施設設備を有効に活用し、児童発達支援センター化を進めていくものである。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第52回 令和2年12月14日認定
9	愛知県	安城市	安城心豊かな子どもを育む給食特区	安城市の全域	安城市は、少子・高齢化の潮流の中にありながらも保育対象児童は増加しており、多様なニーズに対応した子育て支援や支援を必要とする子どもや保護者への対策を重要な施策として取組んでいる。市立保育所及び児童発達支援センターの給食を外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理の合理化、食材の一元購入や調理員の合理的配置による経費節減を図り、そこから生まれる財源により子育て支援施策の充実を図る。また、食育や地産地消に取組むことで、最小の経費で最大の効果が期待され、より安全・安心な給食の提供ができる。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
10	愛知県	日進市	日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区	日進市の全域	市内公立保育園から給食を搬入することにより、安全で安心の給食を効率的に提供できる。搬入後、刻み、再加熱等個々の児童に対応した処理については、センター内調理室で行なうことにより、きめ細やかな給食を提供する。	939	・障害児通所施設（児童発達支援センター）における給食の外部搬入方式の容認事業	第28回 平成24年3月30日認定

11	愛知県	田原市	地産地消の食育による安心子育て特区	田原市の全域	本市は、農業産出額全国1位を誇る農産物や魚介類などの食材に恵まれている。そこで本特例を活用し、身近な地域の人々が手掛けた安全な食材を児童に提供することにより、地域に対する誇りや愛着を育て、児童の健やかな成長とともに、地産地消の促進につなげる。 限られた財源で、多様化する保育ニーズに対応するため、特例措置を活用して保育所運営の合理化・効率化を図り、子育て支援の環境整備を促進する。	920(一部) 939	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
12	三重県	名張市	名張市ばりっ子発達支援給食特区	名張市の全域	名張市が整備を進めている児童発達支援センターにおいて、療育機能を福祉事業所が担う計画にしており、その運営を合理的に進め、食育を図る等の観点から、給食の外部搬入をする。	939	・障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
13	大阪府	泉南市	泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区	泉南市の全域	泉南市子ども総合支援センターは、地域療育の拠点として、府内全域を対象に子どもたち一人一人の発達の特性に応じた集団および個別療育を展開している。また、就学前の育ちをつなぐために、保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回指導を実施、特別支援コーディネーターの研修や民間事業所の研修や実習も受け入れている。 現在市直営のデイサービス事業で実施している民間事業所で調理した給食を提供する外部搬入方式を継続することによって、食事内容の充実や経費の削減を図れるとともに運営効率化によって削減された経費を活用し、療育水準の充実の維持や食育の推進を図っていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第36回 平成27年3月27日認定
14	大阪府	交野市	交野市立機能支援センター(児童発達支援センター)安心安全給食特区	交野市の全域	本市では、令和2年度末までに児童発達支援センターの設置を検討している。設置場所としては市直営の機能支援センターにおいて必要な機能を付加し、児童発達支援センターとすることが前提となっている。機能支援センターには給食設備がなく、設備を新設することは、職員配置や設備面で多大な負担となる事から、特例による給食の外部搬入が可能となる事で、限られた人的資源を子どもの成長・発達における療育水準の充実の維持などに充当することができる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の許容事業	第50回 令和2年3月18日認定
15	大阪府	阪南市	阪南市児童発達支援センター安心安全給食特区	阪南市の全域	指定管理者制度で運営している障がい児通園施設は、地域の拠点として、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団及び個別療育を展開している。平成28年4月から施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育施設として児童発達センター化を予定している。現在行っている週2回の給食の外部搬入方式を継続、拡充することで、アレルギー対応等、より食事内容の充実を図り、食育を推進する。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第38回 平成27年11月27日認定
16	鳥取県	鳥取県	鳥取県児童発達支援センター安心安全給食特区	鳥取県の全域	鳥取県内の児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を認め、運営面における給食業務の負担を軽減することで、給食業務の効率化、安定化を図り、また児童発達支援センターの新規設立、療育の向上等を促し、地域における障がい児の支援充実を図る。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第33回 平成26年3月28日認定

17	大分県	大分県	大分県児童発達支援センター安心安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達支援センターにおいて給食を提供する場合は自施設内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第35回 平成26年11月28日認定
18	鹿児島県	伊佐市	伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区	伊佐市の全域	伊佐市子ども発達支援センターにおける児童の給食(昼食1回)について、各種調理機材が完備し、栄養士や調理師等が充実している市立学校給食センターから搬入する。地元食材を多く利用した安心・安全な給食を提供しつつ、子ども発達支援センター運営の合理化及び安定化につながり、支援内容の充実をはかることができる。また、感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、少人数で丁寧な支援を行う子ども発達支援センターで学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へとつなげていく。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第34回 平成26年6月27日認定
19	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達支援センター給食搬入特区	浦添市の全域	浦添市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、本市障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターの設置を予定(令和3年4月1日)しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	・児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	第53回 令和3年3月26日認定

特例措置番号2001の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 1
- ② 関係府省庁説明資料 4
- ③ 関係府省庁の調査票案【審議事項】 8
- ④ 評価調査委員会の調査票案【審議事項】 18
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 29
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 30
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 33

構造改革特別区域評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会資料

公立幼保連携型認定こども園における給食の
外部搬入方式の容認事業(2001)

令和 3 年 1 0 月 2 8 日 (木)

内閣府地方創生推進事務局

特例措置の評価・調査経緯

公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業(2001)

<これまで>

満三歳未満の園児に対する給食の提供について、公立保育所では特区内に限り、保育所外で調理し搬入することが認められているが、公立幼保連携型認定こども園の給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項

<取り巻く環境の変化>

公立幼保連携型認定こども園において、運営の合理化を進める等の観点から、学校の給食センター等を活用することにより、調理業務について、公立幼保連携型認定こども園及び給食センター等の相互で一体的な運営を行うことが求められている。
※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

公立幼保連携型認定こども園の給食について、施設外で調理し搬入することができる。

<主な要件>

- 当該公立幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
- 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

認定計画数：8件（令和3年3月末現在）



◎実際の取組事例

～加東市はぐくみ給食特区～（平成27年9月認定）

実施主体：兵庫県加東市

特例措置を活用し、一元調理した給食を搬入することにより、調理設備等の集約と作業の効率化による経費削減を図るとともに、調理員間の連携を深め、食材の選択、給食メニューの研究、研修会への参加による調理員のスキルアップと園児の食育の充実を図る。

特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成29年 (H30.4.24)	その他 (特例措置920の評価結果を踏まえ評価を行う)	<u>関係府省庁</u>の調査によれば、<u>給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。</u> <u>評価・調査委員会</u>による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、<u>発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。</u> このような結果を考慮し、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている<u>特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u>の評価を踏まえ、検討することされた。 特例措置920においては、本特例措置に関係する内容として、「<u>関係府省庁は、保育所の食事提供のリスク低減のため、具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、同委員会は2021年度までに改めて評価を行う。」旨の評価意見とされた。	<u>関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。</u> 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。



公立幼保連携型認定こども園における 給食の外部搬入方式の容認事業について

令和3年10月

内閣府子ども・子育て本部
(認定こども園担当)

特例措置の内容

公立の幼保連携型認定こども園における3歳未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。

- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）のうち、
- ・入所者に食事を提供するときは当該施設内で調理する方法によらなければならないとする第11条第1項の規定
 - ・一定の要件を満たす保育所については満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入によることができるとする同基準第32条の2の規定
- は、幼保連携型認定こども園にも準用されている。

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準【抜粋】 （平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）

第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条から第9条の3まで、**第11条**（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、**第32条の2**（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）を踏まえ、構造改革特別区域における公立の幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、園外で調理し搬入する方法により行うことを可能とした。
（平成27年9月4日）

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見（平成29年度）」 （平成30年4月24日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）【抜粋】

評価・判断理由

関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性が否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。

調査・評価委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。

共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することとされた。

今後の対応方針

関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスクの低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。
関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。

評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う

「アレルギー対応ガイドライン」の改訂（平成31年4月）

保育所における各職員の役割の明確化や、保育現場における食物アレルギー対応の重要性を踏まえた記載の充実など、アレルギー疾患対策に関する組織的対応の強化を内容とする改訂が行われた。

この改訂について自治体や認定こども園に対し周知を行い、各認定こども園におけるアレルギー対応を強化。

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良を併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和3年4月1日現在))

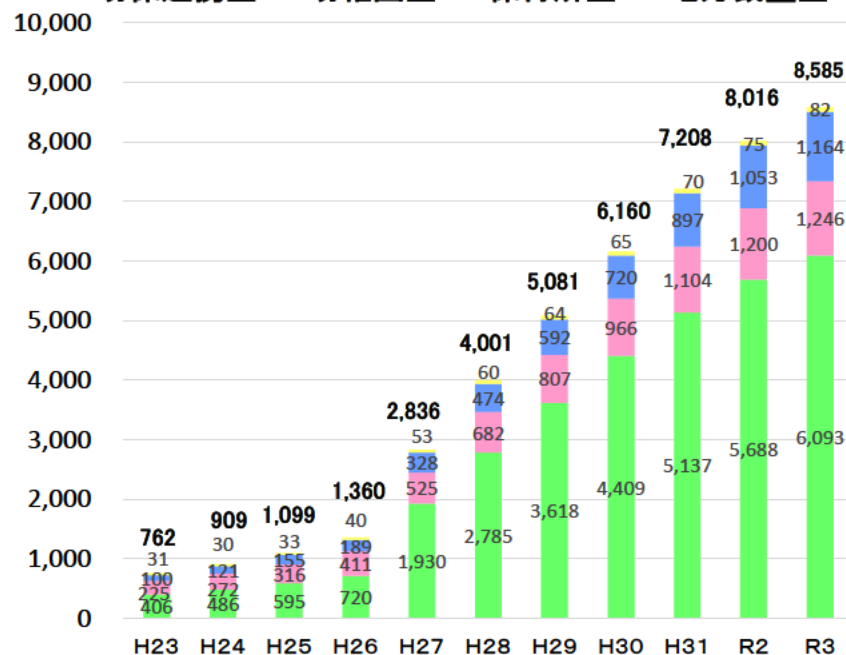
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,585 R2(8,016)	6,093 (5,688)	1,246 (1,200)	1,164 (1,053)	82 (75)

【参考】保育所：31,238園(保育所型を含む)、幼稚園：9,421園(幼稚園型を含む)

認定こども園数の推移

※棒グラフ下から

■ 幼保連携型 ■ 幼稚園型 ■ 保育所型 ■ 地方裁量型



令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	内閣府、文部科学省、厚生労働省
2. 特例措置番号	2001
3. 特定事業の名称	公立の幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

4. 弊害の発生に関する調査

①	調査内容	給食の外部搬入による弊害を明らかにするために、以下の事項について調査を行う。 ・外部搬入の実施理由 ・外部搬入の実施方法 ・食事内容の評価 ・外部搬入の総合評価
②	調査方法	アンケート調査を行った上、必要に応じて適宜ヒアリング、現地調査を行う。
③	調査対象	①市町村担当者、②外部搬入事業者、③認定こども園園長、④保育従事者
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月上旬 調査票の回収 令和3年11月下旬 調査結果とりまとめ 令和4年1月下旬

5. 担当連絡先

①	所属	内閣府子ども・子育て本部(認定こども園担当)
②	役職	係員
③	氏名	佐藤 康貴
④	TEL	03-6257-3095
⑤	FAX	03-3581-2808
⑥	メールアドレス	koki.sato.y7t@cao.go.jp

【記載要領】

①	調査内容	※どのような弊害を想定し、何を明らかにするための調査かを記入してください。具体的には以下のとおり。 ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて
②	調査方法	※原則書面の送付による調査とします(電子メールを含む)。 ※書面調査を行った上で、ヒアリング、現地調査等、必要に応じて追加的に行う調査方法があれば記入してください。
③	調査対象	※調査の対象となる全ての主体を具体的に記入してください。 (認定地方公共団体、事業者の他、利用者等にも調査を行う場合等、全ての対象を記入願います。)
④	実施スケジュール	※特段の事情がない限り、実施スケジュールは以下のとおりお願いします。 調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 なお、ヒアリング・現地調査を行う場合も、令和4年1月中にとりまとめを終えるようにしてください。

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

I 外部搬入の実施理由

1 給食の外部搬入を実施することとした（しようとした）理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 業務の効率化を図るため
 2. 給食メニューの多様化を図るため
 3. 少子化により低下した学校給食センターの稼働率を上げるため
 4. 地元農産物の活用や幼稚園・小学校・中学校などの一貫的な体制の確保を推進するため
 5. 人件費の削減を図るため
 6. その他
- 具体的に記入（ ）

II 外部搬入の実施方法

1 外部搬入の実施状況

(1) 各施設における入所児童の年齢ごとに外部搬入の実施状況をお答えください。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 全年齢において実施
 2. 離乳期初期の年齢（おおそ5月齢）から実施
 3. 離乳期の途中の年齢（おおそ5月齢から15月齢の間）から実施
 4. 離乳期後の年齢（15月齢以上）から実施
 5. その他
- 具体的に記入（ ）

2 施設に給食を搬入する事業者（搬入元）について

(1) 搬入元はどのような事業者ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 学校給食センター
 2. ケータリング業者
 3. 他の保育所、認定こども園
 4. その他
- 具体的に記入（ ）

(2) 専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は栄養教諭（以下栄養士等という。）が配置されていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 市町村に配置されている
2. 施設に配置されている
3. 事業者に配置されている
4. 配置していない

(3) 搬入元を選定する際にどのようなことを重視しましたか。あてはまるもの3つまで○をしてください。【市町村】

1. 学校給食での実績
 2. 病院給食等での実績
 3. 企業規模又は事業者の経営状況
 4. 施設との距離の近接状況
 5. 市町村との契約の際の料金
 6. 調理設備
 7. 外部搬入の実施体制の充実度
 8. 栄養士等の有無
 9. 食材の購入に係る契約締結内容
 10. アレルギー食、乳児食等多様なメニューに対する対応力又は契約締結内容
 11. その他
- 具体的に記入（ ）

(4) 搬入元は、調理業務従事者に対し、定期的に健康診断及び検便を実施していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【事業者】

1. 実施している
2. 実施していない

(5) 搬入元に対し、定期的に健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設】

1. 確認している
2. 確認していない

(6) 搬入元とは契約書を締結若しくは覚書を交わし、又は確認事項を書面で取り交わしましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. 取り交わした
2. 取り交わしていない

(6-a) (6) において、「1 取り交わした」と答えた市町村のみお答えください。契約書又は確認事項を記載した書面（以下「契約書等」と言います。）にはどのような条件を付していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村】

1. 発達段階に応じた対応の義務づけ
 2. アレルギー児への対応の義務づけ
 3. 体調不良児に対する対応の義務づけ
 4. 食材に関する内容
 5. 食育の推進
 6. 給食の提供回数
 7. 外部搬入の対象とする年齢
 8. 給食内容等について定期的に検討する施設と事業者側で構成する会議に係る内容
 9. その他
- 具体的に記入（ ）

3 給食の内容

(1) 給食材料、献立等の決定は誰がどのように行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- A. 献立の決定について
- a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定
 - d. 事業者と施設が相談して決定
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

- B. 給食材料の決定について
- a. 市町村保育担当部局が決定
 - b. 施設が決定
 - c. 事業者が決定

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

d. 事業者と施設が相談して決定

e. その他

具体的に記入（ ）

(2) 施設は、入所児童の栄養基準及び献立の作成基準等を、事前に搬入元に対し明示していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(事業者側の栄養士等で作成基準を策定している場合は、明示していないを選択してください。) 【施設】

1. 明示している

・誰が明示していますか

a. 市町村保育担当部局

b. 施設

c. その他

具体的に記入（ ）

・何を明示していますか（複数回答可）

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. アレルギー児への対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入（ ）

2. 明示していない

・明示していない理由は何ですか

a. 事業者の栄養士等が作成することとしているため

b. 事業者の栄養士等以外の事業者の職員が作成することとしているため

c. 明示することはそもそも考えていないため

d. その他

具体的に記入（ ）

(2-a) (2) において、「1 明示している」と答えた施設のみお答えください。明示している場合には、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認が行われていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 確認を行っている

2. 確認を行っていない

(2-b) (2) において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設のみお答えください。事業者ではどのような基準を作成しているか確認していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認している

・事前に確認している場合、次の中から、確認している内容すべてに○をしてください。

a. 栄養基準

b. 献立の作成基準

c. 食材の購入基準

d. 年齢に応じた調理加工基準

e. アレルギー児への対応

f. 体調不良児への対応

g. その他

具体的に記入（ ）

2. 事前に確認していないが、事後に確認している

3. 確認していない

(2-c) (2) において、「2 明示していない」中、a又はbと答えた施設で、(2-b)において「1 事前に確認している」と回答した施設のみお答えください。献立表が事業者が作成した基準どおり作成されているか事前に確認を行いましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 事前に確認を行った

2. 事前に確認を行っていない

(3) 給食内容等について定期的に検討する、施設と事業者側で構成する会議を設置していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 設置している

・誰が会議に参加していますか。aからjのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。

a. 市町村保育担当部局

b. 施設の長

c. 施設の保育従事者

d. 施設の栄養士等

e. 施設の調理員

f. 事業者の長

g. 事業者の栄養士等

h. 事業者の調理員

i. 事業者のその他の職員

j. その他

具体的に記入（ ）

2. 設置していない

4 事故等の発生

(1) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食物アレルギー対応、誤飲、食中毒等のひやりはっと事例はありましたか。あてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかのひやりはっと事例が発生した

具体的に記入（ ）

2. 特になし

(2) 外部搬入の実施期間中において、実際に、食中毒や異物混入等の事故は起こりませんでしたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村、施設、事業者】

1. 何らかの事故が発生した

2. 事故は発生していない

5 施設における給食の配膳方法等

(1) 延長保育等の実施により1日の給食回数と1日の搬入回数が異なっている場合のみお答えください。昼の給食時以外の時には実際にどのように配膳していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. 外部搬入、自園調理、市販品の活用を組み合わせ、配膳を行っている
2. 搬入後、保管された給食を施設において温め直している
3. 搬入後、保管された給食(本来温めるなどの必要のないもの)をそのまま配膳している
4. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが人員の問題からそのまま配膳している
5. 搬入後、保管された給食について、本来温めるなどの必要があるが設備の問題からそのまま配膳している
6. 離乳食期の乳幼児のみ、簡単な調理のうえ配食している
7. その他
具体的に（ ）

6 子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供

- (1) 離乳食について、月齢・発達に応じて、何段階で外部搬入による給食を提供していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。
(注) 離乳食初期、離乳食中期、離乳食後期、離乳食完了期で分けて、給食を作って提供している場合には、4段階となります。【施設】

1. 1段階
2. 2段階
3. 3段階
4. 4段階
5. 5段階以上
6. 離乳食は外部搬入をしていない。(自園で作っている。)
7. 離乳する月齢の入所児童に対して特別に離乳食を提供していない。(通常の給食を提供している。)
8. その他
具体的に記入（ ）

- (2) 搬入元は、当該施設のほか、どのような施設に給食等を提供していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 他の認定こども園、保育所等
2. 幼稚園
3. 小学校
4. 中学校
5. 高校
6. その他の児童福祉施設
6. 児童福祉施設以外の社会福祉施設
7. 病院
8. その他
具体的に記入（ ）

- (3-a) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事も同時に提供している場合、これらの者と同じ構成の食事内容ですか。若しくは、何らかの食事内容を変更して提供していますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。※3歳未満児に対し、外部搬入の給食を提供している場合のみお答えください。【事業者】

1. 変更している
・変更している場合、つぎのaからfのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
f. その他
具体的に記入（ ）
2. 変更していない

- (3-b) 3歳未満児の給食について、搬入元が、就学前児童以外に小学生や高齢者など他の年齢層の者の食事も同時に提供している場合、食事内容を変更しなかった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【事業者】

1. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、設備的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
2. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、人員的に困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
3. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、1、2以外の理由で困難であるため
・困難な理由を具体的に（ ）
4. 就学前児童だけ別に給食を作ることは、そもそも検討しなかった
5. その他
具体的に記入（ ）

- (3-c) 3歳未満児の給食について、外部搬入による給食について、個々の入所児童の発達段階に応じてきざみ等を行うなど、適切な対応をしていますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしている
a. 給食の量を調整している
b. 食材の種類(繊維の多い食材等)や、きざんだり、つぶしたりするなど食べやすいように形態を調整している
c. 味を薄くするなど味付けを調整している
d. 団子や魚の小骨など窒息等の事故が起こる恐れのあるものを除いている
e. その他
具体的に記入（ ）
2. 個々の入所児童の発達段階に応じた対応をしてない

- (3-d) 3歳未満児の給食について、(3-c)のa～eの対応を行っている者は誰ですか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

- a. 対象児童の担任
- b. その他の保育従事者
- c. 施設の栄養士等
- d. 施設の調理員
- e. その他
具体的に記入（ ）

7 食物アレルギー児への対応

- (1-a) このアンケート記入日において、3歳未満児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

- (1-b) このアンケート記入日において、3歳以上児のアレルギー児は何人いますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

1. 0人
2. 1～3人
3. 4～6人
4. 7～9人
5. 10人以上

(2) (1-a) 又は (1-b) でアレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。従来、食物アレルギー児の給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握していた
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させていた
3. 保護者の自己申告に委ねていた
4. 特段把握していなかった
5. その他

具体的に記入 ()

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理を行っていた
2. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
3. 原則当該児童にだけ自宅から弁当を持参させていた
4. 特に対応を異ならせていなかった
5. その他

具体的に記入 ()

(3) 外部搬入を実施後、食物アレルギー児の給食はどのように実施していますか。【施設】

・食物アレルギー児の把握方法

1. 入所申込書の記載又は入所申込み時の質問により把握している
2. 入所後の保護者との面談の際に申告させている
3. 保護者の自己申告に委ねている
4. 特段把握していない
5. その他

具体的に記入 ()

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
3. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
4. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
5. 特に対応を異ならせていない
6. その他

具体的に記入 ()

(4) 食物アレルギー児に対する給食への対応に係るマニュアル（食物アレルギー児の把握、事業所への連絡などの手順をまとめたもの）を作成していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

(5) 生活管理指導表を使用していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 使用している。
2. 使用を検討中もしくは使用していない
- ・ 2の場合、aからhのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 自治体独自の書式を使用している（生活管理指導表に準じた書式）
 - b. 自治体独自の書式を使用している（上記以外）
 - c. 医師の診断書や血液検査結果を使用
 - d. 使用したいが、関係者・関係機関の理解が得られない。
 - e. 使用したいが、活用方法がわからない。
 - f. 使用する必要性を感じない。
 - g. 生活管理指導表を知らなかった。
 - h. その他 ()

8 体調不良児への対応

(1) 年平均で、1週間あたり3歳未満の体調不良児はのべ何人いますか。最もあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 0人
2. 1～3人程度
3. 4～6人程度
4. 7～9人程度
5. 10人以上程度

(2) 従来、体調不良児に対する給食はどのように実施していましたか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

具体的に記入 ()

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
2. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
3. 特別な対応はしなかった
3. 原則帰宅させていた
4. その他

具体的に記入 ()

(3) 外部搬入を実施後、体調不良児の給食はどのように実施していますか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

・体調不良児の把握方法

1. 登所時に保護者から聞き取り
2. 登所時又は保育中の観察
3. 連絡帳により把握
4. その他

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

具体的に記入（ ）

・食事方法

1. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ施設内の調理機能を活用し、施設において別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
2. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理(柔らかくしたりすることなどを含む)を行っている
3. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う(消化の悪いものを除き、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に変える)
4. 特別な対応はしなかった
5. 原則帰宅させている
6. その他

具体的に記入（ ）

(4) 体調不良児に対する給食への対応に係るマニュアル(体調不良児の把握、事業者への連絡などの手順をまとめたもの)を作成していますか。また、事業者はその内容を把握させていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 作成している
2. 作成していない

9 食育への取組み

(1) 外部搬入実施前の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 地元産等、食材の選び方に配慮している
7. 施設と調理事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(2) 外部搬入実施後の取組について、実施していたもの全てに○をしてください。【施設】

1. 野菜作りを行うなど食材に目向け、食材と給食との関係に関心を持つための取組の実施(例: 野菜などの栽培や収穫を行う、旬のものや季節感のある食材や料理を食べるなど)
2. 調理場面を見せる等調理者や食材の生産者に対し関心を持ち、これらの者に関心又は感謝の気持ちを持つための取組の実施(例: 給食センターの見学等)
3. 調理保育(皮むき、洗う、切る、煮る、蒸すなど)を行う機会等を設ける
4. お誕生日会、季節に応じた行事食やバイキング等、いつもと違った食事スタイルの給食の実施
5. 食育計画を保護者に配布している
6. 保護者が給食を見ることができるよう、展示している
7. 地元産等、食材の選び方に配慮している
8. 施設と調理事業者で構成する定期的な連絡会を設けている

(3) (1)で行っていた取組であって、(2)で行わなくなった取組がある場合のみお答えください。外部搬入実施前に行っていた取組が、外部搬入実施後に行えなくなった理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をしてください。【施設】

1. 自園調理を行わなくなったため
2. コストを削減するため
3. その他

具体的に記入（ ）

10 事後確認と改善に向けた取組み

(1) 施設や市町村等の栄養士等により、献立等につき必要な事項を搬入元に対し指導・助言等を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 2. 行っていない
- ・行っていない場合、aからcのうち、あてはまるもの1つに○をしてください。
- a. 献立表は提出させるのみで栄養士等によるチェックは行っていない
 - b. 栄養士等にチェックさせているが、特に指導・助言等を行うべきことはなかった
 - c. その他

具体的に記入（ ）

(2) 毎回、検食を行っていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行っている
2. 行っていない

(3) 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行っていますか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【施設、事業者】

・嗜好調査について

1. 実施
 - ・実施している場合、あてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 保護者からの聞き取り調査
 - b. 児童からの聞き取り調査
 - c. 日々の観察
 - d. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

・喫食状況の把握について

1. 実施
 - ・実施している場合、最もあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎食後、児童ごとに残食状況を記録
 - b. 毎食後、全体的な残食状況を記録
 - c. 定期的に、児童ごとの残食状況を記録
 - d. 定期的に、全体的な残食状況を記録
 - e. 定期的に、巡回して観察し記録
 - f. 不定期に、気になったときだけ残食状況を記録
 - g. その他

具体的に記入（ ）

2. 実施していない

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

(4) 給食が、実際に栄養基準を満たしているかにつき確認を行っていますか（例えば、「献立の内容検討表」（献立によって摂取されることが予想される栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量の一覧表）と「月次報告書」（献立を1ヶ月実施した後、実際に栄養素量及びエネルギー量並びに食品使用量が目標どおり提供できたかどうかの一覧表）の提出を事業者に対し求めるなど）。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 毎日、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - b. 毎月、報告等を受ける又は事業者との連絡会などで確認を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(5) 調理業務の衛生的取扱いについて確認等を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った（器具の消毒等につき点検表で確認など）
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 器具の消毒等につき点検表で確認
 - b. 食材検収表の記録
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行っていない

(6) 外部搬入を実施後、保護者等を対象にした試食会等の定期的な実施など、保護者の要望を反映させる取組みや保護者への情報提供を行っていますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからdのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - a. 給食の展示
 - b. 給食だより等の発行
 - c. 給食の試食会の実施
 - d. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(7) 給食を食べた児童の反応等につき、施設において記録を残す等の措置を講じていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 講じた
2. 講じていない

(8) 外部搬入された給食を食べた児童の反応等が、作り手（事業者）に伝わるように何らかの配慮を行いましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. 行った
 - ・行った場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 搬入事業者との定期的な連絡（連絡ノート、電話連絡等）
 - b. 事業者と施設との連絡会議を設けて報告
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行わなかった

(9) 事業者と施設の間で、給食に係る情報のやりとりや課題の共有を行う仕組みはありますか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【施設】

1. ある
 - ・仕組みがある場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 事業者と施設等で会議を設置し、定期的に情報交換等を行っている
 - b. 事業者と施設等で報告書等により、定期的に情報交換等を行っている
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. ない

Ⅲ 食事内容の評価

1 食事内容

(1) 外部搬入実施後、給食の献立等には変化がありましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 変化があった
 - ・変化があった場合、aからjのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 給食の献立そのもの（メニュー）が多様化した
 - b. アレルギー児、体調不良児への対応が容易になった
 - c. 成長の度合いに応じ、給食の献立が多様になった
 - d. 保育内容が豊かになった
 - e. 給食の献立そのもの（メニュー）が画一化した
 - f. アレルギー児、体調不良児への対応が困難になった
 - g. 各年齢を通じて小学校の給食の量を減らしただけの食事となった
 - h. 冷たいものをそのまま食べるようになった
 - i. 保育内容が豊かにならなかった
 - j. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 変化がなかった

2 年齢に応じた給食の評価

(1) 一人一人の月齢・年齢・発育状態や食事の回数・時機などに応じた適切な対応が行われましたか。1、2のうち、あてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 施設内調理の時よりも、年齢・月齢ごとの発育状況に応じた適切なメニューとなった
 - b. 施設内調理の時から特段悪化した事項はない
 - c. その他
 - 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからeのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 小学校の給食の量を減らしただけの食事となった（年齢ごとに対応した食事ではなく、年齢を通じて量を変化させただけの画一的な食事となった）

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

- b. 乳幼児には不向きな調理（きざみ方、大きさ、辛さ、甘さ、塩分等）となった
 - c. 低年齢児への対応がなおざりになった
 - d. 延長保育、夜間保育等を行う場合の対応が以前より困難になった
 - e. その他
- 具体的に記入（ ）

3 食物アレルギー児に対する給食

(1) II 7 (1-a) 又は (1-b) で、アレルギー児が1人以上いると答えた施設のみ回答してください。食物アレルギー児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ保育施設内の調理機能を活用し、別に調理を行っている
 - b. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ外搬事業者が別に調理を行っている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童にだけ自宅から弁当を持参させている
 - b. 原則当該児童だけ自宅からの弁当を持参させている
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）

4 体調不良児に対する給食の評価

(1) 体調不良児に対する給食に関し、適切な対応が行われましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。【保育従事者】

1. 行われた
 - ・行われた場合、aからcのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. その日の献立内容に応じて、当該児童分だけ別に調理（柔らかくしたりすることなどを含む。）を行っていた
 - b. 症状により量の加減や品目の除去又は変更を行う。（消化に悪いものをのぞき、消化に良いものだけを食べさせる、牛乳をお茶に替える等）
 - c. その他
- 具体的に記入（ ）
2. 行われなかった
 - ・行われなかった場合、a、bのうちあてはまるもの全てに○をしてください。
 - a. 原則帰宅させていたため、特に対応していない
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）

IV 総合評価

1 経営の効率化

(1) 給食の外部搬入は、公立施設のコスト削減等効率的な運営に資することにつながりましたか。1、2のうちあてはまるもの1つに○をしてください。1を選択した場合には、a、bのうちあてはまるもの1つに○をしてください。【市町村】

1. つながった
 - a. 給食調理の外部委託により、コストを削減できた。（コストの削減割合について、アからオのうちあてはまるもの1つに○をしてください。
 - ア. 3割以上
 - イ. 2割以上3割未満
 - ウ. 1割以上2割未満
 - エ. 0.5割以上1割未満
 - オ. 0.5割未満
 - b. その他
- 具体的に記入（ ）
2. つながらなかった
 - 具体的に記入（ ）

2 外部搬入の総合評価

(1) 施設において、給食を外部搬入した結果、生じた結果全てに○をしてください。【市町村、施設、保育従事者】

- 【外部搬入した結果 良くなった点】
- a. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が容易になった
 - b. メニューが多様化した
 - c. コストが削減された
 - d. 味が良くなった、残食が少なくなった
 - e. 小学校・中学校などと一環的な給食の提供ができるようになった
 - f. 地元食材の大量購入などにより、食育を進めることができた
 - g. その他
- 具体的に記入（ ）
- 【外部搬入した結果 悪くなった点】
- i. 体調不良児、アレルギー児、低年齢児への対応が困難になった
 - j. メニューが画一化した
 - k. 味が悪くなった、残食が多くなった
 - l. 量が少ない又は多い
 - m. 小骨の多い魚や、のどにつまりやすい食材の使用など幼児向きではない給食になった
 - n. 配膳などの時間が自由にできなくなった
 - o. 食育の活動が十分に行えなくなった
 - p. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - q. その他
- 具体的に記入（ ）
- r. 特になし
 - t. 保護者への支援が十分に行えなくなった
 - u. その他
- 具体的に記入（ ）
- v. 特になし

3 外部搬入の要件について

(1) 外部搬入を認めるための要件として追加すべきと考える事項について、aからhのうち、あてはまるもの全てに○をしてください。【市町村、施設、保育従事者】

- a. 乳幼児専門の栄養士等の配置
- b. 乳幼児の発達段階にあわせた調理の実施（離乳食、きざみ方、事故の起こりそうな食材の除去など）
- c. アレルギー児に係る対応のマニュアル化
- d. 体調不良児への対応のマニュアル化
- e. 外部搬入に係る責任者の配置又は明確化
- f. 事業者、施設等からなる、外部搬入に係る情報や課題を共有するための会議の設置

公立幼保連携型認定こども園の給食の外部搬入容認事業に係る弊害調査集計表

g. 乳幼児期の「食」の重要性を十分に考慮できているか

h. その他

具体的に記入（ ）

調査計画案の概要

特例措置の番号	2001
特例措置の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
過去の評価時期	H28、H29（H28 から継続）

1. 過去の評価結果の概要

平成 29 年年度の評価においては、

- 関係府省庁の調査によれば、給食の外部搬入により一部施設においてアレルギー児や体調不良児への対応や発達段階に応じた食事の提供等について不十分な実態が確認されたが、実施する施設が少なく、全国展開により外部搬入が増加した場合、新たに弊害が発生する可能性を否定できないことから、児童に対する給食の安全性を確保するため、引き続き実施状況を把握するとともに、慎重な検討が必要であるとのことであった。
- 評価・調査委員会による調査では、実施する施設が少なく効果は限定的であるが、調理の合理化等の効果が発現しているとともに、発達段階やアレルギー、体調不良に対して、食材等の工夫や特別食、定例会議による関係者間の情報共有等の対応を行っていることが確認された。
- 評価・調査委員会は、本特例措置について、共通の事情を有し一定の実績が蓄積されている特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価を踏まえ、検討することされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 全国展開に向けた弊害は確認できていないものの、全国展開の判断に必要な活用実績が十分でないことから、十分な事例の蓄積を待つ必要がある。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用により、地域活性化につながる効果（こども園における運営の合理化等）が発現しているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、子どもの発達段階や喫食状況を把握し、個に応じた給食の提供を実施することができているかを確認する。
- 本特例措置を活用するにあたり、調理する者と子どもの関わり等、こども園における食育を推進することができているかを確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 評価・調査委員会の調査計画案：食事提供に関するガイドラインの取組状況と効果を自治体、認定こども園に対して調査する項目を追加。 等

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和３年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票 1**と**質問票 2**により構成されています。
- ・ **質問票 1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票 2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1（規制の特例措置に共通の質問項目）

Q 1－1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1－2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2－1 へ

Q 1－2 ＜Q 1－1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問＞

予定より進んでいる（遅れている）理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2－1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください（1と2は重複回答可）。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2－2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2－2 ＜Q 2－1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問＞

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果（雇用の創出、産業への波及、費用の節減等）
- ・社会的効果（地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等）

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ 質問票 1 は以上です。質問票 2 へ進んでください。

質問票 2（規制の特例措置ごとに異なる質問項目）

特例措置番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
特例措置の内容	公立幼保連携型認定こども園の給食について、園外で調理し搬入することを可能にする。

まず、**質問票 1**にある共通質問項目 Q 1～Q 8 までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票 2**にある Q 9 に進んでください。Q 19～Q 26 についてはこども園の園長から、同様に Q 27～Q 28 はこども園の職員（できるだけ全員となるようご配慮ください）、Q 29～Q 30 は園児の保護者（各施設、3 歳未満児の子供を持つ保護者 5 人以上となるようご配慮ください）、Q 31～Q 34 は給食の搬入元からそれぞれご意見を聴取の上、地方公共団体でとりまとめの上ご記入ください。

《必ずお読みください》

- ・本質問票は、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入事業のうち、3 歳未満児に関するものについて、活用実績及びその効果等を確認することを目的としております。
- ・したがって、ご回答にあたっては、あくまでも3 歳未満児についての実績等をご記入ください。

Q 9 <地方公共団体 への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 3 月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴地方公共団体では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 9

Q 10 <地方公共団体 への質問>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成 31 年 4 月に改訂されています。

貴地方公共団体では、当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取り組まいましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。

2. 新たな取組を行っていない。
 3. その他（ ）

⇒ 回答欄 1 0

Q 1 0 - 2 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 0 で 1 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 1 0 - 2

Q 1 0 - 3 <地方公共団体 への質問>

※ Q 1 0 で 2 又は 3 を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 1 0 - 3

Q 1 1 <地方公共団体 への質問>

3 歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 1

Q 1 2 <地方公共団体 への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 2

Q 1 3 <地方公共団体 への質問>

3 歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴地方公共団体では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 3

Q 1 4 <地方公共団体 への質問>

本特定事業に取り組む中で、Q 9～Q 13の問い以外に課題がありますか。また、その課題を改善するためにどのような取組を行っていますか。課題及び取組内容を具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 4

Q 1 5 ＜地方公共団体 への質問＞

外部搬入の導入による費用節減額と、その内訳をご記入ください。特に、人件費の減少については、削減された人数についても記入ください。導入前後の直接的な比較が困難な場合は、現在の給食サービスを全て自園調理により提供した場合の想定と比較することにより回答ください。

⇒ 回答欄 1 5

Q 1 5－2 ＜地方公共団体 への質問＞

本特定事業の実施による効果として、福祉サービスの向上（開園時間の延長、児童への処遇の向上など）が図られていれば、その内容を具体的にご記入ください。受入児童数や雇用の増加を伴う場合は、増加人数についてもご記入ください。また、当該取組と、Q 1 5で回答した節減分との関係が明らかである場合は、その関係について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 5－2

Q 1 6 ＜地方公共団体 への質問＞

本特定事業の実施により、地域への波及効果はありましたか（地域産業の育成・振興、地産地消の推進等）。具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 ＜地方公共団体 への質問＞

※ 同一の市町村内に、自園調理を行っている公立保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園が混在している市町村のみお答え下さい。

自園調理を行っている保育所（公立幼保連携型認定こども園を含む。）と、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行っている公立幼保連携型認定こども園を比較して、特に外部搬入に関し、問題点がありますか。

問題点があれば具体的にご記入ください。また、その問題に対しどのように対応していますか、具体的にご記入ください。

（例）園の運営に係る経費、問題の発生や苦情の多寡、給食の質、園児・保護者の声、職員の士気等

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 ＜地方公共団体 への質問＞

貴地方公共団体において、公立幼保連携型認定こども園以外に、3歳未満児に外部搬入により給食を提供している施設はありますか。ある場合、何らかの問題となる事態が生じたことはありますか。また、問題となる事態が生じた際に、どのような措置を取られましたか。

⇒ 回答欄 18

Q 19 ＜園長への質問＞

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 19

Q 20 ＜園長への質問＞

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が、平成31年4月に改訂されています。

当該ガイドラインの改訂を踏まえ、新たに取組を行いましたか。次の選択肢から選んでください。

1. 新たな取組を行った。
2. 新たな取組を行っていない。
3. その他（ ）

⇒ 回答欄 20

Q 20-2 ＜園長への質問＞

※ Q 20で1を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たにどのような取組を行いましたか。具体的にご記入下さい。

⇒ 回答欄 20-2

Q 20-3 ＜園長への質問＞

※ Q 20で2又は3を選択した地方公共団体のみお答えください。

新たな取組を行っていない理由についてご記入ください。

⇒ 回答欄 20-3

Q 21 ＜園長への質問＞

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴園では、この点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2 <園長への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <園長への質問>

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴園では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <園長への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、どのような点が良くなりましたか。また、貴園にとってどのようなメリット・効果がありましたか（児童の増加、職員の増加等）。具体的にご記入ください。

また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 5 <園長への質問>

本特定事業における適用の要件や手続きの問題について、お気づきの点があれば、具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

Q 2 6 <園長への質問>

本特定事業の実施にあたり、更なる規制緩和の提案があれば具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 6

Q 2 7 <こども園の職員への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 2 7

Q 2 8 <こども園の職員 への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 2 8

Q 2 9 <園児の保護 者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食のサービスは向上したと思いますか。次の選択肢から近いものを1つだけ選び、その選択理由について具体的にご記入ください。

1. 向上した
2. 変わらない
3. 低下した

⇒ 回答欄 2 9

Q 3 0 <園児の保護 者への質問>

給食業務の外部搬入の実施によって、給食サービス以外の点でどのような点が良くなりましたか。具体的にご記入ください。また、悪くなった点がありましたら、そちらもご記入ください。

⇒ 回答欄 3 0

Q 3 1 <外部搬入事業 所への質問>

食物アレルギー児や体調不良児の給食に対しては、嘱託医やかかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応するとともに、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月）などを参考に、各こども園で給食の対応マニュアルを作成し、原因となる食品の除去を確実に行うほか、代替食を提供することが求められています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 1

Q 3 2 <外部搬入事業 所への質問>

3歳未満の乳幼児に対しては、歯の萌出状況や咀嚼機能の発達段階に応じたきめ細かな配慮が求められます。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や取組を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 2

Q 3 3 <外部搬入事業所 への質問>

家庭における食育の機能が低下している中、こども園における食育の推進が重要になっています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 3

Q 3 4 <外部搬入事業所 への質問>

3歳未満児への適切な個別対応を行うためには、外部搬入事業者、こども園、市町村担当等が連携し、情報共有を図ることが求められています。

貴事業所では、これらの点について、どのような対応や工夫を行っていますか。具体的な取組内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 3 4

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

番号	2001
特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令・省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。 一 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。 3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

幼保連携型認定こども園においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入が原則認められていませんが、一定の要件を満たす場合、公立の幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

※平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表1の920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を、保育所だけではなく幼保連携型認定こども園にも対応させるもの。

2. 特例の概要

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園について、次の要件に該当する場合、当該公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

この場合において当該公立幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお、当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとします。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができ

ること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

また、本特例を適用するにあたっては、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意することとしています。

3. 基本方針の記載内容の解説

①「公立幼保連携型認定こども園」

迅速かつ的確な指揮・監督を行い、衛生面等における安全性を担保するため、当該認定を受ける主体である市町村が設置主体である公立幼保連携型認定こども園に限って3歳未満児に対する給食の外部搬入を可能とします。

②「当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により」

他の施設とは、公営の給食調理場等を想定しています。本事業は、公立幼保連携型認定こども園についてその運営の合理化を進める等の観点から、公営の給食調理場等を活用することにより、公立幼保連携型認定こども園及び給食調理場相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

③「食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること」

食育に関する計画とは、市町村が策定している食育の計画等や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき各幼保連携型認定こども園に作成が求められている食育の計画等を指します。

④「調理機能を有する設備」

再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応に支障が生じない設備を想定しています。

⑤「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件」

「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児第0601第4号）」を指しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

下記の点についてそれぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと思います

- ・ 保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示

すため、有する設備、衛生管理や防火への対応等

- ・ 当該特例に係る公立幼保連携型認定こども園の管理者が衛生面、栄養面等の注意を果たし得るような体制及び契約、受託者が園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示す食事の提供体制等

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

委託契約書の写し、設備を備える部屋の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
##	福井県	坂井市	坂井すこやか給食特区	坂井市の全域	坂井市では多様化した保育ニーズに対応するため、乳児保育、障害児保育、延長保育等様々な事業を行っているが、少子化等の影響から定員割れが続いている。 そこで特区を活用し、公立保育所及び新設する認定こども園の給食を調理余力のある三国学校給食センターからの外部搬入とすることで、調理業務の効率化・合理化を進め、さらなる保育サービスの充実を図るとともに、地産の米や野菜類を用いた郷土料理や季節料理を盛り込んだ多彩なメニューを提供するなどし、幼児期から中学校までの一貫した食育の実施と地産地消の推進に貢献する。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
##	岐阜県	恵那市	恵那市食育推進給食特区	恵那市の全域	恵那市では、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでおり、地域全体で子育てを支え、守り育てる環境の整備が急務となっている中、地産地消や食農教育を推進している。 学校給食センターでは、積極的に地域で栽培された農作物を利用しているが、公立こども園では園の規模が異なるため、単独での地元農作物の利用が難しい状況にある。このため、公立こども園の給食を学校給食センターから供給し、地域の食材を利用することで、食農教育を推進するとともに、望ましい食習慣の定着や心身の健全な育成を図り、子ども達の健やかな成長を育む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第15回 平成19年11月22日認定
##	愛知県	常滑市	はばたけ未来へ！心豊かなこなめっ子給食特区	常滑市の全域	常滑市では、保育に対する需要と多様なニーズに対応した子育て支援を市の重要施策と位置づけて取り組んでいるが、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園の調理室設備の老朽化と、増加する保育需要により、園内調理でのきめ細かな対応が困難な状況にある。 このため、学校給食センターから給食の外部搬入を実施することにより、給食の調理業務の効率化を推進し、保育サービスを拡大し子育て支援を更に充実させるとともに、食育と地産地消にも積極的に取り組む。	920(一部) 2001	・公立保育所における給食の外部搬入容認 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第17回(2) 平成20年8月22日認定
##	三重県	伊賀市	伊賀市あんしん給食特区	伊賀市の区域の一部(阿山及び大山田地区)	伊賀市では、現在、山間部において過疎化により保育所児童が減少している。また、施設の老朽化により保育所内での給食調理を行うことが困難な状況にある。このため、公立保育所において給食の外部搬入方式を実施することで、小規模の公立保育所の運営の合理化を図る。また、合理化により節減された経費を財源として児童福祉の充実を図る。さらに、学校給食とともに地産地消と食育に取組み、安心安全な給食の提供を行う。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第18回 平成20年11月11日認定
##	大阪府	柏原市	元気でにこにこ柏原給食特区	柏原市の全域	本市の公立保育所は、建築年が昭和40年代から昭和50年代と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、自園調理の実施が困難な状況にある。一方保育所では、よりきめ細やかな保育サービスに対する取り組みと、親の子育ての負担を軽減するための施策を図る必要がある。 公立保育所における給食の外部搬入の実施により、安全衛生面、食育等に十分配慮しながら、調理員の人件費の節減や給食材料の一元購入など経費面での節減が図られ、その財源を保育サービスの向上及び、子育て支援施策の充実に活用することが可能となる。	920 2001	・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 ・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第29回 平成24年11月30日認定
##	兵庫県	市川町	市川町安心安全給食特区	兵庫県神崎郡市川町の全域	市川町は、現在、公立保育所3園において、市川町安心安全給食特区として学校給食共同調理所から外部搬入を行っているが、少子高齢化の進行に伴い、公立の子育て支援施設の再編を行うこととし、その一環として就学前施設再編計画により、平成31年3月に公立保育所3園と幼稚園1園を廃止し、4月に幼保連携型認定こども園を2園開設することとしている。幼児期の食育について、地産地消、栄養士による指導、料理教室など、安心安全な食の提供を継続するためには、衛生面安全面で設備の整った学校給食調理所から給食を外部搬入するほうが効果的であることから、新たに設置される認定こども園でも給食を外部搬入することとし、引き続き、働く親のニーズに添ったサービスの提供に努める。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第19回 平成21年3月27日認定
##	香川県	綾川町	安心・安全の給食特区	香川県綾歌郡宇多津町の全域	綾川町内の一部地域(山田保育所・令和2年4月に認定こども園へ移行予定)の給食について、町立学校給食共同調理場(民間委託)で調理し、外部搬入方式とすることにより効率化し、経費の節減に繋げるとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校と一貫した給食の提供を可能とし、調理施設を活かした幅広い献立作成や地域の特産物を活用し「食育」の推進を図る。	2001	・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	第48回 令和元年8月14日認定

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いわさき くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。